
手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書

平成 30 年 12 月 14 日

手形・小切手機能の電子化に関する検討会

（事務局：一般社団法人 全国銀行協会）

序 文

政府の「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、Fintech の推進等における具体的なアクションとして、「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が盛り込まれ、「手形・小切手について、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、IT を活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進する」と提言された。

上記を踏まえ、日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足への更なる対応の観点から、手形・小切手機能の電子化を推進するための方策の検討を行うことを目的とし、「目標時期を設定して手形・小切手制度の見直しやその電子化を実現することを検討する」として、平成 29 年 12 月、金融界、産業界、学識者、弁護士、IT 事業者、関連省庁、日本銀行など、幅広い分野の関係者を招聘して協議すべく、「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」を設置した。

本報告書は、当検討会における検討結果を取りまとめたものであり、具体的には、まず、国内の取引に関わる手形・小切手について、全面的に電子的な仕組みに移行した場合（以下「全面的な電子化」という。）の論点整理、効果・影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、最終的に「全面的な電子化」を目指すべきかを検討のうえ、目標（時間軸も含む）を設定したものである。

今後は、本報告書の内容を踏まえ、引続き官民が連携し、全面的な電子化を視野に入れつつ、手形・小切手機能の電子化をより一層推進する取り組みが進められることを期待する。

検討会メンバー

平成 30 年 11 月 29 日現在

委員	和泉 裕介	(株)みずほ銀行事務企画部長
	古谷 光太郎	(株)三菱UFJ銀行事務企画部部长
	増田 正治	(株)三井住友銀行常務執行役員事務統括部長
	林 敬恭	(株)福岡銀行執行役員事務管理部長
	小林 大介	(株)京葉銀行事務部長
	宮川 治久	三井住友信託銀行(株)法人事務推進部長
	高橋 浩美	東京東信用金庫執行役員事務部長
	糸井 満	大東京信用組合事務部長
	對比地 浩志	労働金庫連合会業務企画部長
	滝井 一貴	農林中央金庫 JA バンク 業務革新部長
	中村 洋一	(株)商工組合中央金庫事務総合部長
	加藤 正敏	日本商工会議所中小企業振興部長
	榎本 陽介	全国商工会連合会企業支援部長
	井上 尚洋	全国中小企業団体中央会政策推進部副部長
	鈴木 陽	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部上席主幹
	河上 理央	(株)NTT データ第三金融事業本部決済 IT サービス 事業部全銀統括部全銀担当部長
	長 稔也	(株)日立製作所金融システム営業統括本部事業 企画本部シニア・エバンジェリスト
	福田 慶太	日本ユニシス(株)金融ソリューション本部 ソリューション五部長
	大坪 直彰	(株)全銀電子債権ネットワーク代表執行役社長
	仁科 秀隆	中村・角田・松本法律事務所パートナー弁護士
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	岡田 大	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官

オブザーバー	加藤 久徳	(株)ゆうちょ銀行事務統括部長
	佐久田 健司	日本銀行決済機構局決済システム課長
	福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 新規事業調整官
	貴田 仁郎	中小企業庁事業環境部金融課長
	大野 晃宏	法務省民事局参事官
事務局	白石 志郎	一般社団法人全国銀行協会委員会室長 ((株)みずほ銀行全銀協会長行室長)
	相澤 直樹	一般社団法人全国銀行協会事務・決済システム部長
		(敬称略)

目次

序文	1
検討会メンバー	2
第Ⅰ章 手形・小切手の利用実態	5
第Ⅱ章 電子化の方法に関する検討	12
第Ⅲ章 電子化による効果・影響	20
第Ⅳ章 電子化推進のための対策	32
第Ⅴ章 結論	43
Appendix	46

第 I 章 手形・小切手の利用実態

1. 手形・小切手の歴史

手形・小切手は、明治時代以前から流通の仕組みは存在しており、国際的な統一条約であるジュネーブ条約¹が制定され、わが国においても、昭和7年に手形法、昭和8年に小切手法がそれぞれ制定されたことを受け、現在の手形・小切手制度が確立することとなった。以来、わが国の決済システムにおいて、手形・小切手制度は中核的な役割を果たしており、銀行界としても、全国銀行協会（以下「全銀協」という。）による統一手形用紙・小切手用紙の制定や、各地の手形交換所における手形交換所規則や取引停止処分制度等の運用、各金融機関における手形用紙発行時の審査などを通じ、その信頼性を高めてきた。

年	歴史
明治 12 年	大阪手形交換所設立（日本初の手形交換所）
15 年	為替手形条例制定 ー手形取引の奨励のために法的根拠を与える
24 年	東京手形交換所設立
27 年	不渡処分制度の創設
昭和 9 年	手形・小切手法の施行 ージュネーブ条約にもとづき制定
39 年	統一手形用紙・小切手用紙の制定

手形交換所規則

- 手形・小切手の円滑な取立を通じた、信用取引の秩序維持を目的に制定。
- 主な構成は以下のとおり。
 - ① 手形交換所への参加資格
 - ② 手形交換に係る事項。手形交換所で決済可能な証券およびその様式や、手形交換所への持出・持帰時限、決済時刻等
 - ③ 取引停止処分。6か月以内に2度の不渡を出した振出人には、2年間、当座・貸出取引を禁止

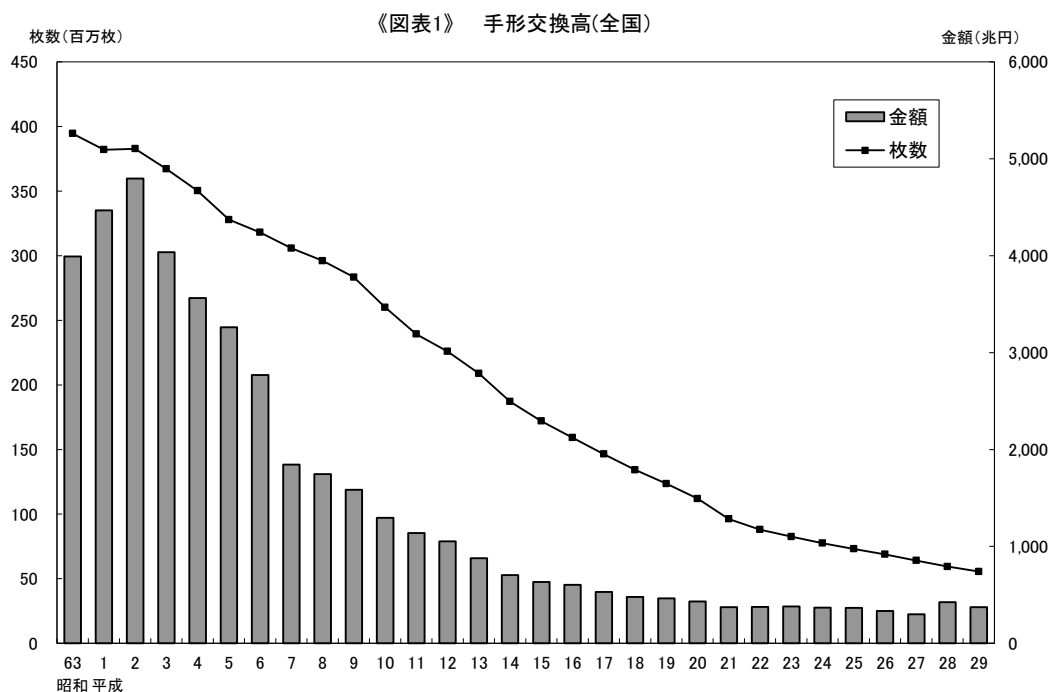
統一手形用紙

- 過去、手形の用紙は市販のものが流通していたため、銀行による信用の裏付けがなく、多くの不渡が「取引なし」等の事由により発生。
- 昭和 39 年からの金融引締下において、融通手形等による悪質な不渡手形への対策として、銀行は審査を要する当座預金取引先にのみ手形用紙を交付することとし、様式も統一化。昭和 40 年 12 月からすべての金融機関で運用開始。

¹ 昭和5年・昭和6年にジュネーブで締結された「為替手形及び約束手形に関し統一法を制定する条約」および「小切手に関し統一法を制定する条約」。

2. 手形・小切手の利用枚数

全銀協の公表統計である「全国手形交換高」²によると、全国の手形交換所（法務大臣指定）の交換高は、図表1の通り、金額ベースでは平成2年にピークを迎えて以降、年々減少傾向にあり、平成29年には、ピーク期³の枚数に比して約8分の1未満にまで減少している。



企業規模別の手形・小切手の利用状況は、平成29年に全銀協が実施した調査⁴によると、手形の振出に関しては、大企業においては平均126.6枚/月、小規模事業者においては平均8.2枚/月と、企業規模が大きいほど利用枚数が多い。小切手の振出に関しては、大企業においては平均11.7枚/月、小規模事業者においては平均25.7枚/月と、企業規模が小さいほど利用枚数が多い。

² 金融機関が受け入れた他行を支払場所とする手形・小切手等を取立てのために手形交換に持ち出したものの枚数・金額の合計。自らの金融機関の本支店間で交換（以下「自行交換」という。）している手形・小切手等は含まない。なお、平成30年に全銀協が実施した金融機関向けアンケート調査（Appendix 3【調査2】参照）によると、行内交換比率は、手形が21%、小切手が26%である。これらから割戻すと、手形・小切手等の流通総量は、手形が約2,125万枚、小切手が約4,170万枚、その他証券が約1,177万枚、合計で約7,472万枚と推計される。

³ 枚数ピーク：昭和54年/4億3,486万枚、金額ピーク：平成2年/4,797兆円。

⁴ 企業向けアンケート調査（Appendix 3【調査1】参照）。

3. 手形交換所

手形交換所は、手形・小切手の支払いのための呈示の効力を有する呈示場所として、手形法第 83 条ないし小切手法第 69 条の定めに従い法務大臣が指定するものであり、手形・小切手をはじめ金融機関間で流通する文書の交換の場として、その役割を果たしてきた。

1990 年代以降、手形・小切手の流通量の減少に伴い、全国の手形交換所も統廃合が進行し、平成 30 年では全国に 107 か所となっている。

【手形交換所数推移（法務大臣指定）】

平成 7 年	平成 17 年	平成 27 年	平成 30 年
182 か所	146 か所	113 か所	107 か所

参考 1：その他証券類

手形交換所で交換される証券・文書には、手形・小切手のほかに、配当金領収証や定額小為替証書などの「その他証券」と、税公金納付済通知書などの「指定文書」、そのほかに「一般文書」がある。

その他証券類は、企業・個人・自治体の送金手段としてばかりではなく、金融機関間の資金決済手段としても利用されており、その取扱いが法令・制度に定められているものもある⁵。

【手形交換所で交換される証券】

種別	内容
手形 小切手	■ 統一用紙の手形・小切手
その他 証券	■ 配当金領収証、定額小為替証書など

【手形交換所で交換される文書】

種別	内容
指定文書	■ 税公金納付済通知書、振込票など
一般文書	■ 指定文書以外の文書

⁵ 詳細は Appendix 2 参照。

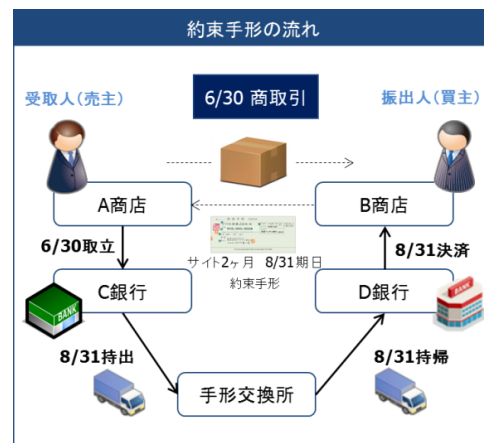
4. 手形・小切手の利用シーン

手形・小切手の利用シーンは、平成30年に全銀協が実施した2つの調査⁶によると以下のとおりである。

(1) 約束手形

約束手形の最も一般的な利用シーンは代金の支払いである。

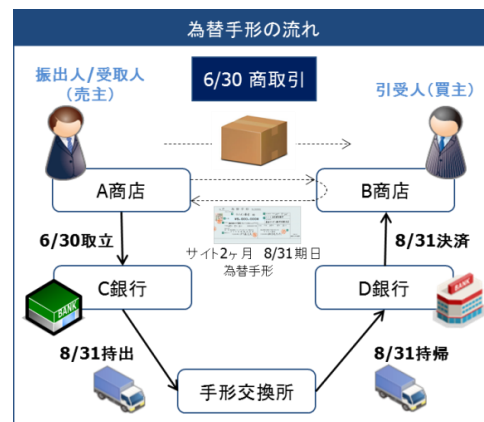
手形に支払期限を設定することにより、買い手にとっては支払期日が遅くなり、与信を受けることと同様の効果がある。売り手は、金融機関に手形の取立を依頼することによって、期日に資金回収する。あるいは、金融機関に割引を依頼し、期日前に資金化することもできる。



(2) 為替手形

為替手形の利用例の1つは、三者間ではなく、二者間で利用する方法である。

具体的には、売主が為替手形の振出人となり、買主が引受人、売主が受取人となることで、買主が約束手形を振り出した場合と同様の効果が得られる。

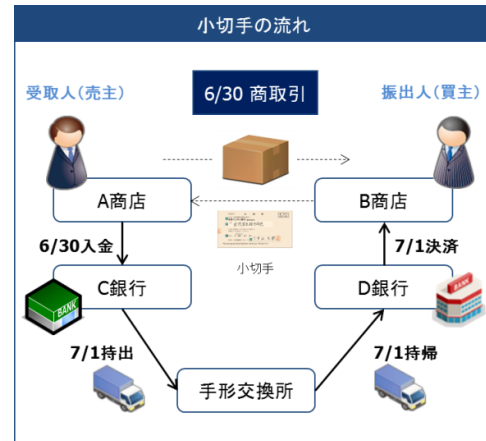


⁶ 金融機関向けアンケート調査 (Appendix 3 【調査2】 参照) および利用者サイドへの金融機関からのヒアリング調査 (Appendix 3 【調査3】 参照)。

(3) 小切手

小切手の最も一般的な利用シーンは代金の支払いであり、現金の代替として利用される。

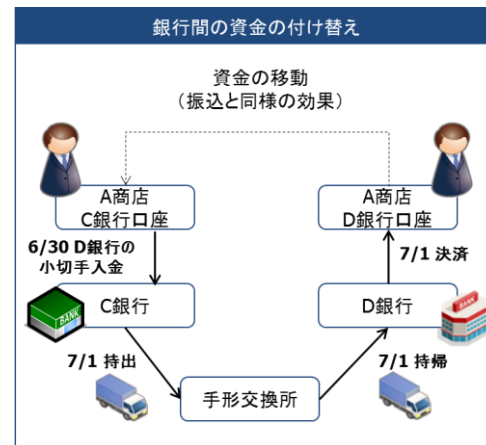
現金と異なり大量の紙幣や硬貨を持ち歩く必要がない、振込と異なり安価で同時履行性⁷が高い、といった小切手特有の利便性がある。



商取引での代金の支払い以外にも、小切手が手形交換所を経由することがある。

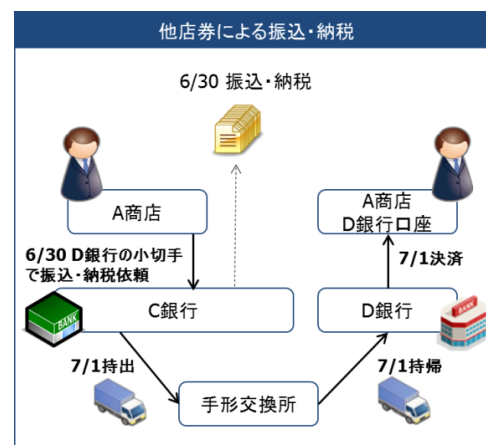
例えば、ある企業が異なる銀行に口座を保有し、当該口座間で資金移動を行う場合には、振込によらず、出金口座の小切手を入金口座に入金することで、手形交換制度により資金が移動する。

この場合には、通常、振込に比べて安価に資金移動ができる。



その他、窓口において振込や納税を他行の小切手で行うことにより、振込や納税の実施日の翌日まで資金が引き落とされないというメリットを享受できるケースがある（ただし、銀行によって取扱いが異なる）。

このケースでも、小切手は手形交換所を経由することとなる。



⁷ 商取引の現場などにおいて、商品・サービスの授受と同時に支払（債務）を履行・確認できる性質のこと。

(4) その他

○白地手形

白地手形とは、手形の必要的記載事項⁸の一部が空欄（白地）のまま振り出された手形のことである。

商慣習の中で、手形を振り出す時点で「支払日」や「取引価格」が未定の場合において、「支払期日欄」や「金額欄」などが白地で振り出され、後日、受取人により補充されるなどの使われ方をしてきたものと推察される。

本検討の過程で広く一般にアンケート調査⁹を行ったが、今日の商取引の現場における、より詳細な利用実態の把握には至らなかった。

○消費者としての個人による手形・小切手の利用

手形・小切手は、消費者としての個人が利用する可能性もある。

手形に関しては、本検討の過程で広く一般にアンケート調査⁹を行ったが、利用実態の把握には至らなかった。また、平成 30 年に全銀協が実施した金融機関向けのヒアリング調査においては、直近数年間における利用実績は確認されず、利用はほとんどないものと推察される。

小切手に関しては、主に消費者としての個人の利用を想定した「パーソナル・チェック」¹⁰という商品が存在し、平成 30 年に全銀協が実施した調査¹¹によると、パーソナル・チェックの利用者は全国で約 19 千人、一人あたり年間約 4.6 枚の利用があると推計される。また、同様に個人の利用も想定される「預金小切手」¹²の流通枚数は、平成 30 年に全銀協が実施した調査¹³によると、年間約 76 万枚と推計される。

⁸ 手形法で定められる、手形用紙に記載されなければ手形として有効に成立し得ない事項。

⁹ 白地手形および手形の個人利用に関する実態調査（Appendix 3 【調査 5】参照）。

¹⁰ 個人の日常生活に利用する目的で金融機関に開設した個人当座預金によって振り出す個人小切手。

¹¹ 金融機関向けアンケート調査（Appendix 3 【調査 2】参照）。

¹² 銀行等の預金取扱金融機関が、自らを振出人かつ支払人として振り出す小切手。

¹³ 金融機関向けアンケート調査（Appendix 3 【調査 2】参照）。

5. 手形・小切手の長所と短所

手形・小切手の長所と短所は、平成 29 年に全銀協が実施した調査¹⁴によると以下のとおりである。

まず、手形については、「資金支払いまで猶予期間を確保可能」（振出側）、「売掛金の管理・消込が容易」・「裏書譲渡¹⁵ができる」（受取側）などが長所として挙げられ、「手形帳購入代金、印紙代金等が負担」・「搬送が面倒」（振出側）、「取立手数料、印紙代金等が負担」（受取側）などが短所として挙げられる。

小切手については、「現金の取扱いが不要」（振出側・受取側）などが長所として挙げられ、「小切手帳購入代金等が負担」（振出側）、「現物管理が面倒」（受取側）などが短所として挙げられる。

【手形・小切手の利用に関するアンケート調査結果】

		長所	短所
手形	振出	「資金支払いまで猶予期間を確保可能」が 64%で最多。「買掛金・資金繰りの管理が容易」は 56%、特に小規模企業者では 71%と多い。	「手形帳購入代金、印紙代金等が負担」、「訪問や郵送等の搬送が必要で面倒」など、代金負担や手間が挙がる。
	受取	「メリットはない」が 65%で最多。「売掛金の管理・消込が容易」、「裏書譲渡ができる」も 1～2 割挙がる。	「取立手数料、印紙代金等が負担」が 63%と最多。次いで「不渡のリスクがある」「現物管理が面倒」が挙がる。
小切手	振出	「多額の現金の取扱いが不要」が 62%と、突出して多い。	「デメリットはない」が 43%と最多。次いで、「小切手帳購入代金等が負担」が 37%。
	受取	「メリットはない」が 43%で最多。次いで「多額の現金の取扱いが不要」が 39%。	「訪問や郵便等での受け取りが面倒」、「現物管理が面倒」が上位で 3～4 割。「デメリットはない」も 24%みられる。

¹⁴ 企業向けアンケート調査（Appendix 3 【調査 1】参照）。

¹⁵ 受取った手形は、他の支払いにあてることができるが、そのためには手形の裏面に譲渡する者が署名し、その手形を譲り受ける者の名前を記載（裏書）することにより行うため、手形が移転することを一般に「裏書譲渡」という。

第Ⅱ章 電子化の方法に関する検討

1. 電子化の方法

構造的な社会的課題としての労働力不足解消に取り組む必要があるわが国において、企業や事業者の生産性向上やコスト削減は喫緊の課題であり、現状紙を使用している様々な手続や取引の電子化を進めていくことは、重要なテーマのひとつである。

「日本の生産性向上」「社会的コストの削減」「人手不足への更なる対応」の早期実現、あるいは全体としての企業の対応容易性の観点から、手形・小切手機能の電子化にあたっては、新たな決済プラットフォーム¹⁶を作るよりも、既存の商品・サービスで代替する方法が最も効率的であると考えられる。

上記考えのもと、当検討会では、約束手形については「電子記録債権」を、小切手¹⁷や国内の為替手形については「エレクトロニックバンキング（以下「EB」という。）による振込」を電子化の方法として検討を進めることとした。

電子記録債権は現行の手形と同様の機能も有するべく法整備されたものであり、既に手形からの切替が進んでいる。また、EBによる振込も平日夜間・休日を含む即時支払への対応¹⁸など利便性が向上している。

現時点では、「消費者としての個人による手形の利用」を代替する機能がないことや、「同時履行」への対応に課題があることなどが判明したものの、これらの点を克服するような手当てがされれば、電子記録債権・EBによる振込によって概ね手形・小切手の機能を代替し得ると考えられる。¹⁹

【企業が利用している決済方法】

		回答者数	振込または現金	手形	小切手	一括支払	電子記録債権	その他
回答者全体		858	88.6%	53.0%	50.9%	25.1%	25.1%	13.3%
企業規模	大企業	281	84.3%	58.0%	47.0%	38.8%	38.8%	18.5%
	中小企業	260	91.2%	53.8%	56.9%	22.3%	22.3%	12.3%
	小規模事業者	317	90.2%	47.9%	49.5%	15.1%	15.1%	9.5%

¹⁶ 例えば「電子手形決済プラットフォーム」「電子小切手決済プラットフォーム」といったアイデアなど。

¹⁷ パーソナル・チェック、預金小切手も含む。

¹⁸ 平成30年10月9日から、全銀システムの24時間365日稼動が開始。サービスの提供時間帯は金融機関やチャネルごとに異なる。

¹⁹ 「白地手形」についても、債権者が、白地を補充していた（債権金額・支払期日等が確定した）タイミングで、でんさいの債権者請求方式の発生記録を行うことによって代替可能と考えられる。

2. 利用者の利用意向

紙の手形・小切手にかかる利用者の利用意向について、平成30年に全銀協が実施した調査²⁰によると、手形については、振出側の33%が「やめたい」、44%が「やめたいが、やめられない」、22%が「やめたくない」と回答しており、受取側の38%が「やめたい」、51%が「やめたいが、やめられない」、11%が「やめたくない」と回答している。小切手については、振出側の27%が「やめたい」、27%が「やめたいが、やめられない」、47%が「やめたくない」と回答しており、受取側の33%が「やめたい」、35%が「やめたいが、やめられない」、32%が「やめたくない」と回答している。

なお、個々の理由は下表のとおりである。

【紙の手形・小切手にかかる利用者の利用意向】

		やめたい理由	やめられない理由	やめたくない理由
手形	振出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「手形購入代金・印紙代等の負担」が47% ■ 他は、各種の事務負担に関する理由がそれぞれ3~4割の回答 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>業界の商習慣</u>」が61% ■ 次いで、「受取側が電子記録債権を利用していないから」という理由が41% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>支払サイトを確保したい</u>」が62%
	受取	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>支払を繰延せずに現金で払って欲しい</u>」が60% ■ 次いで、「不渡のリスク」「取立手数料・印紙代等の負担」が40%強 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>振出側が手形による支払いを希望している</u>」という理由が71% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>トータルの費用負担が少額である</u>」が52% ■ 次いで、「裏書譲渡ができる」が32% ■ 「振込は手数料負担がある」が29%
小切手	振出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>小切手帳購入代金等の負担</u>」という理由が42% ■ 事務負担等に関する理由もそれぞれ3割程度 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>受取側が小切手による支払いを希望している</u>」が46% ■ 他は、「業界の商慣習」「自社の考え方」が3割程度 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>振込等と比べて手間がかからない</u>」が67% ■ 「多額の現金の取扱いが不要」が45%
	受取	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>訪問や郵送等での受取が面倒</u>」が42% ■ 各種の事務負担に関する理由が3割前後の回答 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>振出側が小切手による支払いを希望している</u>」という理由が65% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「<u>多額の現金の取扱いが不要</u>」が59% ■ 次いで「短期の資金化が可能」が43% ■ 「振込は手数料負担がある」が40%

²⁰ 手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix 3 【調査4】参照）。

他方、企業規模別に見ると、相対的には、大企業は手形・小切手の取扱いを「やめたい」、中小企業は「やめたいがやめられない」、規模の小さい事業者ほど「やめたくない」という意向が多い。特に、小規模事業者の小切手の振出は「やめたくない」意向が、「やめたい」意向と「やめたいがやめられない」意向の合計を上回っている。

【企業規模別の手形の利用意向】

企業規模		やめたい	やめたいがやめられない	やめたくない
振出	大企業	43.5%	44.9%	11.6%
	中小企業	26.8%	54.5%	18.7%
	小規模事業者	36.6%	39.0%	24.4%
受取	大企業	48.3%	47.2%	4.5%
	中小企業	43.8%	49.2%	6.9%
	小規模事業者	36.2%	51.7%	12.1%

【企業規模別の小切手の利用意向】

企業規模		やめたい	やめたいがやめられない	やめたくない
振出	大企業	41.8%	46.8%	11.4%
	中小企業	39.6%	33.7%	26.7%
	小規模事業者	23.0%	24.6%	52.5%
受取	大企業	52.1%	40.5%	7.4%
	中小企業	30.6%	43.5%	25.9%
	小規模事業者	33.8%	32.4%	33.8%

3. 電子化にかかる法的な論点

手形・小切手機能の電子化を検討するにあたり、電子化の法的な論点について以下のとおり確認した。

(1) ジュネーブ条約に関する論点

当検討会においては、海外との貿易取引に関わる手形・小切手を電子化にかかる検討の対象外としており、こうした国際的に利用される手形・小切手については、引続き現行の手形法・小切手法にもとづき利用されることとなる。よって、国内の取引に関わる手形・小切手の取扱いが停止されたとしても、直ちに手形法・小切手法を改正することは想定されず、ジュネーブ条約との関係では特段影響がないと考えられる。

(2) 手形法・小切手法に関する論点

手形法・小切手法において「銀行」および「手形交換所」の記載のある条文は、下表のとおり、手形法に3つ、小切手法に7つあり、いずれもその存在が前提となっているが、金融機関による手形・小切手の取扱いや手形交換所の設置が義務として規定されていることはなく、電子化の進行に伴い手形・小切手の取扱いを停止する金融機関が現れた場合や、手形交換所の廃止が進んだ場合でも、これらがその事実のみをもって法令に触れることはないと考えられる。

【手形法・小切手法において「銀行」および「手形交換所」の記載のある条文】

条文番号		項目
手形法	38条	手形交換所における呈示
	48条	満期前請求における割引に利用する「銀行率」
	83条	手形交換所の法務大臣の指定
小切手法	3条	支払人としての銀行
	31条	手形交換所における呈示
	37条	線引の定義
	38条	線引の支払
	39条	手形交換所の不渡の証明
	59条	「銀行」の定義
	69条	手形交換所の法務大臣の指定

(3) 独占禁止法に関する論点

「手形・小切手機能の電子化」を進めるために、例えば金融機関同士が申し合わせたうえで、手形・小切手の取扱いを一斉に停止する、手形交換所を一斉に廃止する、あるいは銀行手数料を一律に変更するといった方策を取ると、独占禁止法上の問題が生じる可能性がある。

したがって、「手形・小切手機能の電子化」の推進に際しては、業界で申し合わせ等を行うのではなく、本報告書に例示される対策などを参考にしながら、公正な競争の下、各当事者の判断で方針を決定すべきものと考えられる。

(4) 手形と電子記録債権における法的な差分

約束手形を電子化する方法として電子記録債権を挙げていることを踏まえ、手形と電子記録債権の間に存在する法的な差分について、改めて比較・検証することとした。

比較・検証の結果、手形と電子記録債権では下表²¹のような法的な差分が存在するものの、実務上の工夫により類似の機能を実現することが可能であり、他方、電子記録債権には手形には認められない機能²²が認められていることなどを踏まえ、総合的に勘案すれば、法的な差分について、手形から電子記録債権への移行を不相当とするほどの問題は認められないとの結論に至った。

²¹ 表中の「弁護士」は、中村・角田・松本法律事務所パートナー弁護士 仁科秀隆先生。

²² 例えば電子記録債権は、必要な金額だけ分割して譲渡することができる（表の⑧参照）。

【手形と電子記録債権における法的な差分】

相違点	手形	電子記録債権
①為替手形 ✓ 手形法第1条～第74条	<ul style="list-style-type: none"> 振出人が支払人に宛てて、受取人その他の証券の正当所持人に一定の金額の支払を委託することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 発生記録における当事者が、一定の金額の支払を他人に委託し、当該他人が引受けをすることによって支払義務を負うとする為替手形類似の機能は設けられていない
<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>電子記録債権においては、為替手形類似の規定がない ただし、でんさいでも債権者請求方式と譲渡記録を用いることで、実務上、類似効果を実現可能。仮に新たな仕組みを検討する場合は、あらためて法的な確認を行う</p>		
②記録事項の限定・任意的記録事項の制限 ✓ 手形法第5、11条等 ✓ 電子記録債権法第16,18,32条等	<ul style="list-style-type: none"> 手形法第1条に定める必要的記載事項のほか、いくつかの任意的記載事項(利息文句、裏書禁止文句等)を法定 	<ul style="list-style-type: none"> 任意的記録事項については、記録機関において記録できる事項を制限することが可能 なお、一部の記録を制限する場合には、制限する旨を記録すること、業務規程等で制限する旨を定めることが必要 <p>※例として、でんさいネットにおいては、利息の定め、質権の設定等を行えない旨、業務規程で制限</p>
<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>実務上問題がないと考えられるが、今後、業務規程において変更する点が生じれば、改めて法的な確認を行う</p>		
③不渡制度(支払不能処分制度) ✓ 東京手形交換所規則第62条等 ✓ でんさいネット業務規程第48条等 ※本件は、法令上の相違点ではなく、制度上の類似点となる。	<ul style="list-style-type: none"> 手形法上の定めなし 手形交換所規則にもとづき、6か月以内に2回の不渡りを出した者について取引停止処分 <ol style="list-style-type: none"> 2年間 当該処分に付した手形交換所に属する金融機関における 当座勘定および貸出取引が禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権法上の定めなし でんさいネットにおいては、業務規程等にもとづき、6か月以内に2回の支払不能でんさいを出した者について取引停止処分 <ol style="list-style-type: none"> 2年間 でんさいネットの全参加金融機関における 債務者としてのでんさいの利用および貸出取引が禁止
<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>実務上問題がないと考えられるが、今後、業務規程において変更する点が生じれば、改めて法的な確認を行う</p>		
④利得償還請求権 ✓ 手形法第85条	<ul style="list-style-type: none"> 手形により生じた権利が手続の欠缺または時効によって消滅した場合には、手形の所持人に利得償還請求権あり 	<ul style="list-style-type: none"> 手形における利得償還請求権類似の請求権なし
<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>利得償還請求権は、手形の消滅時効が短い場合があること、また、手形の遡求権の保全のためには厳格な手続きが求められることから、手形債権者が手形上の権利を失いやすくなっており、そのために特別に認められたもの。他方、電子記録債権は、①消滅時効は特別に短いわけではないこと、②保証記録が記録原簿に記録されており、電子記録保証人等に履行を請求するにあたり、特別な手続きを取る必要がないことから、利得償還請求権で公平を図る必要性に乏しく、電子記録債権法に利得償還請求権は設けられていない(電子記録債権法立法時の考え方)。</p>		
⑤訴訟制度 ✓ 民事訴訟法第350条	<ul style="list-style-type: none"> 手形においては証拠を書証に制限する等の簡易な訴訟制度である手形訴訟が設けられている 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易な訴訟制度は設けられていない
<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>電子記録債権は、①書面の存在を前提としておらず、当事者の請求にもとづいて電子債権記録機関が記録する電子的記録を基礎としており、書証に証拠を制限する簡易な訴訟での審理がなじまない可能性、②任意的記録事項が柔軟に認められているところから、当該事項の解釈、効力をめぐって争いが生じることが予想されること、③最近の司法制度改革による民事訴訟の迅速化のため、特別な訴訟制度を設けなくとも、迅速な裁判が行われると予想されること、から簡易裁判制度は設けられていない(電子記録債権法立法時の考え方)。</p>		
⑥白地手形の補充性 ✓ 手形法第10条	<ul style="list-style-type: none"> 必要的記載事項の一部を空欄のまま振り出すことができ(白地手形)、このとき、振出人は、手形所持人にそれを補充する権利(白地補充権)を付与 なお、手形法では、白地補充権の濫用に関する規定(第10条)しか設けておらず、白地手形に係る法律問題は解釈に委ねられている 	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権では、発生記録を記録するにあたっては、電子記録債権法第16条第1項に定める必要的記載事項をすべて記録しなければならない なお、電子記録債権の内容が記録原簿への記録内容により決せられるという電子記録債権の概念と相容れないおそれがあること等から、白地の電子記録債権は認められていない
<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>電子記録債権では、発生記録に必要な記載事項すべてを記録する必要がある、白地手形と同様の利用方法を想定していない。白地手形類似のものは、電子記録債権の概念と相容れず、また、仮に白地部分の補充を後から認めるとしても、その適正性が記録機関に判断できないなどの理由から、電子記録債権法立法時に整理された経緯にある。白地手形の利用実態を調査のうえ、利用者への周知が重要となると考えられる</p>		

相違点	手形	電子記録債権
⑦券面の不存在 ✓ 手形法第1条等 ✓ 電子記録債権法第3条等	➢ 権利内容を券面に記載	➢ 権利内容を記録原簿に記録
	【弁護士に確認した事項】 権利内容の記載・記録場所を定めるものであり、紙と電子記録という記載・記録場所の性質に伴う差分であって、実務上問題ないと考えられる	
⑧債権の一部譲渡 ✓ 電子記録債権法第43条	➢ 手形債権の一部のみを譲渡することはできない	➢ 電子記録債権は、分割記録を行うことにより分割譲渡することができる
	【弁護士に確認した事項】 電子記録債権の方が利用者にとって利便性は高く、実務上問題ないと考えられる	
⑨双方請求 ✓ 電子記録債権法第5条第1項	➢ 手形法上、手形行為の成立要件は定められておらず、成立要件については、手形行為者とその相手方との手形の授受を介した意思の合致により契約が成立するとする説、手形行為は単独行為であり、相手方への交付は要件が承諾の意思表示は不要とする説等、諸説あり	➢ 電子記録の請求は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子記録権利者及び電子記録義務者双方が行わなければならない。単独請求では成立しない旨を規定 ➢ ただし、でんさいでは、同時に、業務規程第26条に、電子記録権利者(債権者)が電子記録義務者(債務者)に発生記録等の請求権限を付与することを定めており、債務者単独での発生記録等の記録が可能
	【弁護士に確認した事項】 明確に差分はあるが、でんさいは業務規定で請求権限の付与が規定されているほか、手形も相手があつて振り出されている現状を鑑みれば、実務上の問題はないと考えられる	
⑩裏書人、譲渡人の担保責任 ✓ 手形法第15条第1項 ✓ 手形法第77条第1項1号 ✓ 電子記録債権法第31条	➢ 手形債権の譲渡人である裏書人は、裏書(手形債権の譲渡)により、当該債務の支払いについて、担保責任(遡り義務)を負担する	➢ 電子記録債権の譲渡人は、譲渡により担保責任を当然に負担することは予定されておらず、手形の場合と異なり、電子記録債権の譲受人は、譲渡人に対して遡り権を有しない ➢ 電子記録債権の譲受人が、譲渡人に対して当該債権の支払いについて担保責任を求める場合、譲渡人が保証記録をすることにより、電子記録債権の支払いについて担保できる
	【弁護士に確認した事項】 保証記録により、同様の効果が維持できることから、実務上の問題はないと考える	
⑪監督の相違 ✓ 手形法第83条 ✓ 電子記録債権法第51条～85条、91条、92条	➢ 手形法上、支払呈示の効力を有する手形交換所は、法務大臣が指定 ➢ 交換所に対する監督や手形交換所規則について、法令上の規定はない(実務慣行として、法務大臣指定交換所が交換所規則を改正した場合には、法務省に届出)	➢ 主務大臣は、法務大臣と内閣総理大臣に委任された金融庁 ➢ 主務大臣は、申請により、電子債権記録機関を指定するその要件は、電子記録債権法に明記 ➢ 主務大臣は、電子債権記録機関に対し、報告及び検査の権限を有し、業務改善命令を出すことができる
	【弁護士に確認した事項】 電子債権記録機関に対する要件や監督事項は、手形交換所に比べて詳細に規定されている。実務上問題ないと考えられる	
⑫消費者としての個人の利用 ✓ でんさいネット業務規程第11条	➢ 法令上は個人の利用に制限はない ➢ マル専手形が存在しており、消費者としての個人の利用も可能	➢ 法令上は個人の利用に制限はない ➢ でんさいネットについては、個人である利用者(保証人等を除く。)は、事業以外の目的で、でんさいを利用することができない
	【弁護士に確認した事項】 消費者としての個人の利用実態を調査のうえ、利用者への周知が重要となると考えられる	

あわせて、金融機関における、債権回収時の手形と電子記録債権の実務上の差分（商事留置権²³、差押え等のプロセス等）も存在しており、下表のとおり整理した。

なお、現在においても、金融機関はこれら実務上の差分を認識したうえで取扱いをしており、電子化の障害にはならないと考えられる。

【手形の場合の実務の事例】

	イベント	備考
1	取引先（債務者）が期限の利益を喪失	銀行取引約定書
2	銀行（債権者）が占有する手形は、別除権のある商事留置権により、銀行が留置。 （注1）	商法 521 条
3	手形の期日時に、手形交換に回すことで、手形代り金を銀行が別段預金にて受け取り	手形交換制度 （注2）
4	担保処分として債権に充当	銀行取引約定書

【電子記録債権の場合の実務の事例】

	イベント	備考
1	取引先（債務者）が期限の利益を喪失	銀行取引約定書
2	銀行（債権者）は、電子記録債権の対象となっている代金を受け取る権利に対して仮差押えを実施	電子記録債権法 49 条
3	銀行は、訴訟等により債務名義を取得	民事執行法 22 条
4	差押えにもとづき、代り金を回収	電子記録債権法 49 条
5	銀行の自働債権と相殺	民法 505 条、506 条 銀行取引約定書

（注1）信用金庫・信用組合には、商事留置権はない。支払停止/破産申立前に取立てた手形の代金に関しては、貸出債権と取立金引渡債務とを相殺できる。（最高裁昭和 63 年 10 月 18 日判決）

（注2）最高裁平成 10 年 7 月 14 日判決において、破産手続開始後における商事留置権の効力が認められているが、これは手形交換による取立てが「適正妥当な方法」と認められたことも、ポイントとなっている。

（5）契約書等の変更

事業者が、電子的な支払・受取方法を導入する場合には、契約実務の観点から、手形や小切手に関する記載がある商取引の契約書等について変更や差替えが必要となる可能性がある。

また、手形・小切手機能の電子化が進むことに伴い、個別の金融機関が手形や小切手の取扱いを停止する場合にも、当座勘定規定²⁴や銀行取引約定書²⁵等、手形や小切手に関する記載がある約定書等について、同様に変更や差替えが必要となる可能性がある。

電子化が進んでいく過程において、将来的には、これらの変更方法等を契約法²⁶の観点から検討する必要が生じることには留意が必要である。

²³ 商法で特別に定められている留置権（他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有する場合に、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置できる権利）を総称して、商事留置権という。

²⁴ 当座勘定取引を開始する際に金融機関から取引先に交付するもので、手形・小切手の受入・支払に関する取扱いや解約・免責条項等を定めている当座勘定取引についての基本約款。

²⁵ 銀行が貸付業務を行うにあたり、取引先との間で基本的な契約条項を定める契約書で、与信取引の全部に適用される基本的・一般的な条項のほかに、手形割引・手形貸付に適用される条項を含んでいる。

²⁶ 民法債権編第二章「契約」をはじめとする、契約に関する法規範のこと。

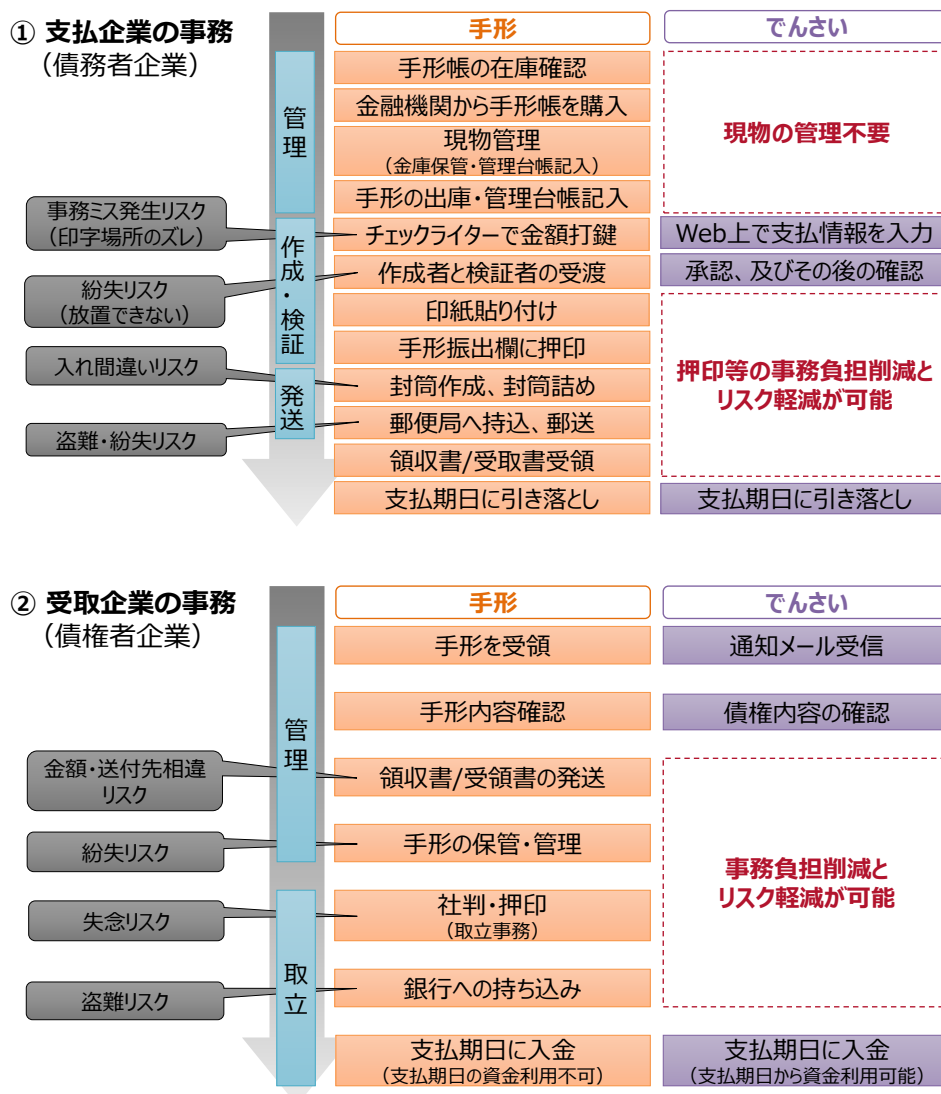
第三章 電子化による効果・影響

1. 利用者におけるメリット

手形・小切手機能を電子的な方法で代替した場合に、利用者にとって、具体的に業務フローがどのように変わり、事務面やリスク面でどのようなメリットがあるのか、手形から電子記録債権に切替えた場合と、小切手からEBによる振込に切替えた場合に分けて、以下に例を示す。

(1) 手形から電子記録債権に切替えた場合

支払企業・受取企業・譲渡企業それぞれにおける、手形とでんさい²⁷の業務フローの比較は以下のとおり。いずれのケースにおいても、利用者にとっては事務負担の削減やリスクの軽減につながるものと考えられる。



²⁷ 電子記録債権を取扱う電子債権記録機関は複数存在するが、ここでは株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」という）が提供する電子記録債権「でんさい」をモデルケースとして例示。

③ 譲渡企業の事務

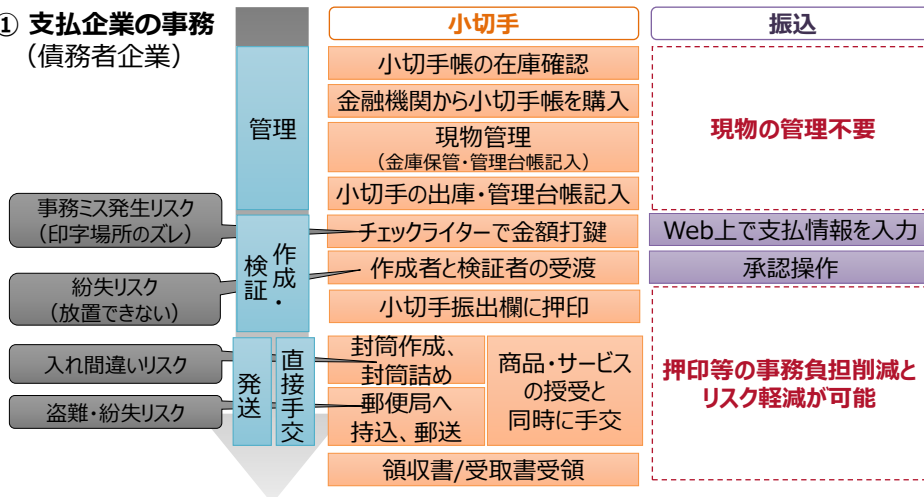


※「でんさい」を譲渡する場合には、原則、譲渡企業の保証記録もセットで記録されるため、手形の裏書譲渡と同等の効果がある (支払不能時に電子記録保証人(譲渡人)への請求が可能)。

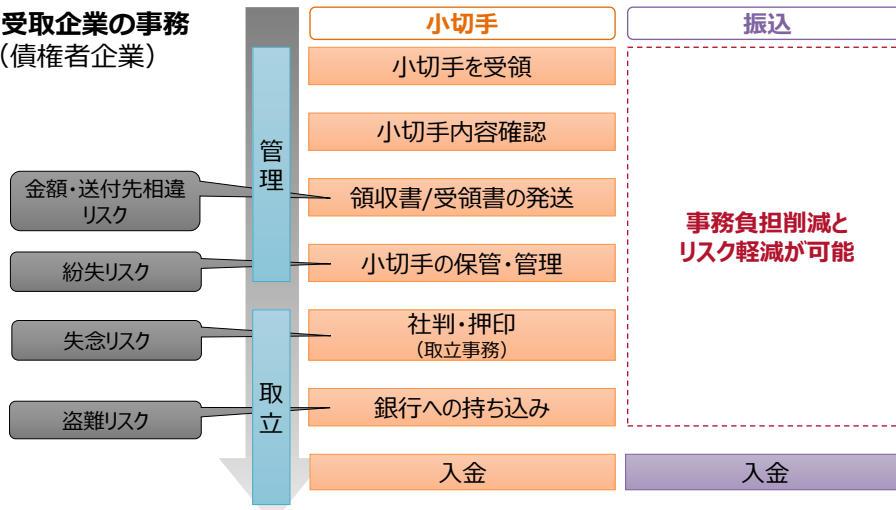
(2) 小切手からEBによる振込に切替えた場合

支払企業・受取企業それぞれにおける、小切手とEBによる振込の業務フローの比較は以下のとおり。いずれのケースにおいても、利用者にとっては事務負担の削減やリスクの軽減につながるものと考えられる。

① 支払企業の事務 (債務者企業)



② 受取企業の事務 (債権者企業)



参考2：決済高度化を巡る動向

ここでは、小規模事業者を含む企業の経理業務等の効率化に資する決済高度化の取り組みのうち代表的なものを紹介する。

手形・小切手機能の電子化のみならず、これらの決済高度化の取り組みも含め、電子化を進めることで、日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足への更なる対応の効果をより高めることができるものと考えられる。

1. 全銀システムにおける銀行振込の24時間365日化（平成30年10月9日開始（済））

平成30年10月のサービス開始に伴い、銀行振込における時間的な制約が克服された。平日の夕方以降や土・日・祝日でも、サービスを提供する金融機関の間では²⁸、振込が即時着金することとなり、企業の資金効率が向上することに加え、新たなビジネスの創出につながる決済基盤が整備された。

2. 全銀EDIシステムの稼働（平成30年12月25日開始（予定））

平成30年12月に予定されているサービス開始に伴い、銀行振込に支払明細などの情報を自由に添付できるようになる²⁹。これにより、受取企業側では売掛金の消込業務の自動化が、支払企業側では振込内容に関する受取企業からの照会対応負担が軽減するほか、支払通知の送信が不要になるなどの効果が期待される。

3. 地方税共通納税システムの稼働（平成31年（2019年）10月開始（予定））

平成31年（2019年）10月に予定されるサービス開始に伴い、企業・個人事業主は、すべての自治体あてに申告税を中心とする地方税の一括電子納付が可能になる。個人住民税（特別徴収）のように、事業者が複数の自治体にそれぞれ納付しなければならなかった税目も、1回の手続で納付することが可能となり、納税手続の抜本的な効率化が見込まれる。

²⁸ サービスの提供時間帯は金融機関やチャンネルごとに異なる。

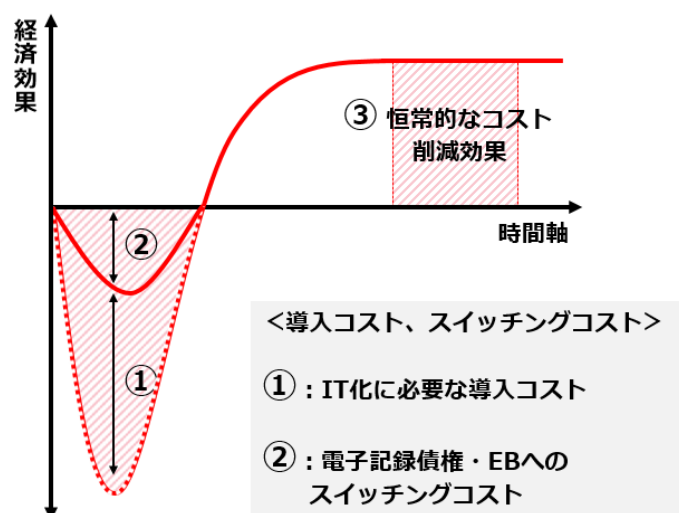
²⁹ サービスの提供状況（提供有無、チャンネル）は金融機関ごとに異なる。

2. 全体としてのコスト削減効果

前項のとおり、手形・小切手の取扱いにかかる業務フローは電子化により効率化する。本項ではその効果を定量的に確認するため、「全面的に電子化」すると仮定した場合に現状想定しうる主なコスト削減効果の試算を行う。

(1) 利用者全体の効果

利用者が電子的な方法に切替えるためには、IT化に必要な導入コスト³⁰や、電子記録債権・EBへのスイッチングコスト³¹といったイニシャルコストが発生する。これに、電子化することによるランニングコストの削減効果（恒常的なコスト削減効果）を加えると、利用者全体の経済効果は以下のイメージとなる。



IT化に必要な導入コストや、電子記録債権・EBへのスイッチングコストといったイニシャルコストの試算結果（①・②）は下表のとおりであり、利用者全体のIT化にかかるコストは約791億円、電子記録債権やEBへの切替にかかるコストは約404億円、合計で約1,195億円との試算となった。

【利用者全体の電子化にかかるイニシャルコスト（概算）】

①	IT化	791 億円 = PC購入費用 608 億円 + IT教育研修費 183 億円
②	電子記録債権 ・EBへの切替	404 億円 = 電子記録債権・EBの契約、セットアップ等 156 億円 + 取引先との調整・商取引契約更新のコスト 248 億円
	合計	1,195 億円

³⁰ PC購入費用やIT教育研修費。経理業務のIT化が未済の企業において発生する。

³¹ 電子記録債権・EBの契約、セットアップ等にかかる費用や取引先との調整・商取引契約更新のコスト。

全面的に電子化すると仮定した場合に現状想定しうる主な利用者全体の年間のランニングコスト削減効果(③)の試算結果³²は下表のとおりであり、コスト削減効果は印紙税や人件費の削減を主因として、年間約732億円との試算となった。

【利用者全体のランニングコスト削減効果(年間)】

(億円)

	紙の手形・小切手の場合にかかるコスト	電子化した場合にかかるコスト	紙から電子へ移行した場合のコスト増減額
人件費	749	351	▲399
システム・諸経費	75	261	187
手形・小切手郵送費	62	0	▲62
領収書郵送費	13	0	▲13
紛失等リスク費用	0.2	0	▲0.2
PC利用に係る電気代	0	76	76
PC用セキュリティソフト料金	0	15	15
インターネット等通信料金	0	170	170
銀行手数料	128	577	449
用紙交付手数料	24	0	▲24
取立手数料	104	0	▲104
でんさい：発生記録手数料	0	128	128
でんさい：譲渡記録手数料	0	23	23
でんさい：入金手数料	0	41	41
EB振込手数料	0	232	232
EB月額利用料	0	153	153
印紙	969	0	▲969
手形印紙代	272	0	▲272
領収書印紙代	697	0	▲697
合計	1,921	1,189	▲732

以上を踏まえると、イニシャルコストは合計で約1,195億円(①+②)発生するが、恒常的に年間約732億円(③)のランニングコスト削減効果があることから、時間軸を伸ばして考えると、2年間でイニシャルコストを上回る試算となった。

³² 平成30年に全銀協が実施した手形・小切手の社会的コストの実態調査(Appendix3【調査4】参照)の結果に、全銀協において試算したIT化にかかるランニングコスト(PC利用に係る電気代、PC用セキュリティソフト料金、インターネット等通信料金)を加えたもの。本試算は、銀行手数料や支払いサイド・受取サイドの間の取引条件(振込手数料を受取人負担としているか否かなど)の変動は勘案していない。

(2) 金融機関全体の効果

平成 30 年に全銀協が実施した調査³³によると、金融機関の手形・小切手の取扱コスト（人件費やシステム経費等）は、概算で年間約 380 億円である。また、平成 29 年に全銀協が試算した結果³⁴によると、全国の手形交換所を廃止した場合のコスト削減額の合計は、概算で年間約 8 億円である。

前述の、電子化により銀行に支払われる手数料の増収額約 449 億円と合わせると、金融機関にとっては、年間約 837 億円の損益改善効果（税引前）があると試算される。

【金融機関における手形・小切手の取扱いコスト（年間）】

都市銀行	地方銀行	第二 地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機 関等	合計
67 億円	121 億円	46 億円	1 億円	120 億円	17 億円	7 億円	380 億円

(3) 小 括

これまでの議論をまとめると、まず、全面的に電子化すると仮定した場合に現状想定しうる主な利用者および金融機関全体のランニングコスト削減額の合計は、年間約 1,569 億円であり、一時的な導入・スイッチングコスト約 1,195 億円を上回る。

（単位：億円／年）
プラスはコスト増加分

	利用者の コスト削減額	金融機関の コスト削減額＋増収額	
人件費	▲399	▲380	
システム・諸経費	187		
銀行手数料	449	▲449	
印紙	▲969	0	
手形交換所	0	▲8	
合計	▲732	▲837	▲1,569

注) 銀行手数料については現行体系のままと仮置き

また、利用者側と金融機関側に分けて考えても、時間軸を伸ばして考えると、電子化を進めることによって、双方にコスト削減効果が見込まれる。

なお、本試算は、現行の金融機関の手形・小切手の取扱い体制や各種手数料を前提としている。今後の電子化の進行に伴い、金融機関によっては、手形・小切手の取扱い店舗の縮小・廃止や、手数料の見直し等が行われる可能性があるが、その場合はコスト削減効果が変わりうることに留意が必要である。

³³ 金融機関向けアンケート調査（Appendix【調査2】参照）。

³⁴ 手形交換所を運営している各地銀行協会に依頼して、その事業のうち手形交換所を廃止した場合のコスト削減額を試算。

3. 利用者単体のコスト削減効果

前項で確認したとおり、利用者全体ではコスト削減効果が見込まれるものの、個々の利用者ごとには効果・影響が異なると考えられることから、利用者単体のコスト削減効果の試算を行った。

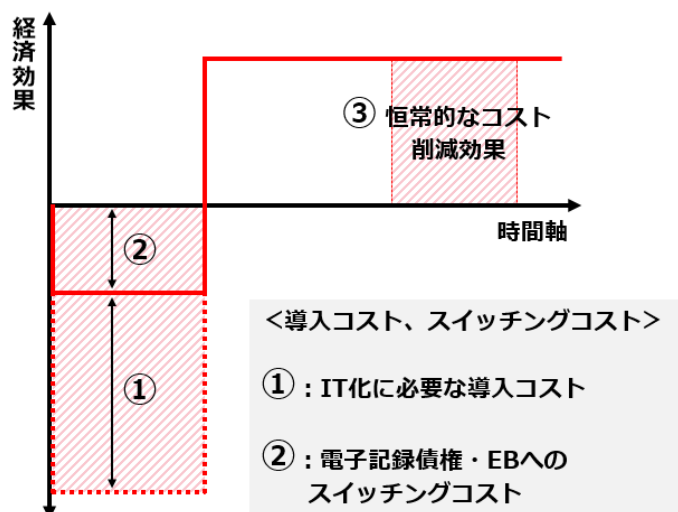
試算にあたっては、前項と同様に以下のコストに分類した。

<イニシャルコスト>

- ① IT化に必要な導入コスト（経理業務のIT化が未済の場合）
- ② 電子記録債権・EBへのスイッチングコスト

<ランニングコスト>

- ③ 恒常的なコスト削減効果



(1) イニシャルコスト（一般的な例）

電子記録債権・EBへのスイッチングコストとして以下が必要となる。³⁵

- ✓ 電子記録債権・EBの契約・セットアップ等： 約7千円
 - ✓ 取引先との調整・商取引契約更新等： 約18千円
- ②

なお、IT化が未済の利用者においては導入コストとして以下も必要となる。

- ✓ PC購入費用： 約120千円
 - ✓ IT教育研修費： 約36千円
- ①

上記①・②はあくまで一例である。上記と同程度のイニシャルコストであれば、恒常的なコスト削減効果（③）が見込まれる限りにおいては、比較的短期間のうちに、ランニングコストの削減額がこれらの一時的なイニシャルコストを上回る場合もあろう。

³⁵ 手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix 3【調査4】参照）。

もともと、どの程度の期間でランニングコストの削減額がイニシャルコストを上回るかは、利用者の置かれた状況により様々であり、また、イニシャルコストは、紙の手形・小切手の利用者に、一時的に相応の負担を強いるものである。

電子化推進のための対策については、以上の点も踏まえて検討する必要がある。

(2) ランニングコスト ③

手形・小切手の利用状況によっては、構造上、電子化することでそもそもランニングコストが（削減されずに、むしろ）増加し、時間軸を伸ばすとコストが増加し続ける個別の利用者がいる可能性もある。

それを検証するため、手形・小切手のそれぞれについて、振出のみの場合・受取のみの場合の計4パターンに区分し、それぞれのケースに応じた利用者単体としてのランニングコスト削減／増加額の試算を行った。

《試算の前提》

- ✓ 手形・小切手それぞれについて、振出のみの場合・受取のみの場合に区分し、取扱量が月間1枚（年間12枚）の場合のコスト削減／増加額を試算
- ✓ 銀行手数料は現行体系のままと仮定
- ✓ コスト削減効果を保守的に見積もる観点から、手形・小切手や領収書の郵送費、紛失等のリスク費用は0円と仮定
- ✓ 試算にあたっては、平成30年に全銀協が実施した調査³⁶の数字を使用

《パターン1》手形の振出のみの場合

（単位：円／年）

	手形→でんさい (振出)		
	手形	でんさい	手形→でんさい
人件費	9,148	5,703	▲3,445
諸経費	0	0	0
手形・小切手郵送費	0	0	0
紛失等リスク費用	0	0	0
銀行手数料	384	7,228	6,844
用紙交付手数料	384	0	▲384
でんさい・発生記録手数料	0	7,228	7,228
印紙	2,400	0	▲2,400
手形印紙代	2,400	0	▲2,400
合計	11,932	12,931	999

³⁶ 手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix 3【調査4】参照）。

ランニングコストの内訳は、人件費、用紙交付手数料、手形印紙代、でんさいの発生記録手数料であり、コストは手形の振出枚数に比例する。このうち印紙代は、枚数のほかに額面金額によっても変動し³⁷、既存の紙の手形の印紙代がいくらだったかによって、電子化後のコスト削減額がプラスにもマイナスにもなりうる。

例えば、既存の手形1枚あたりの印紙代が200円³⁸に留まっていたと仮定して算出すると、上表のとおり電子化することで年間約1千円のコスト増加につながってしまう。

もっとも、手形1枚あたりの印紙代が400円より高額であった場合は、下表のとおり、コスト削減効果が得られる試算となる。

	手形→でんさい（振出）
手形1枚あたりの印紙代が200円の場合	999円／年
（参考）同400円の場合	▲1,401円／年
（参考）同600円の場合	▲3,801円／年

《パターン2》手形の受取のみの場合

（単位：円／年）

	手形→でんさい （受取）		
	手形	でんさい	手形→でんさい
人件費	11,181	4,461	▲6,720
諸経費	0	0	0
領収書郵送費	0	0	0
紛失等リスク費用	0	0	0
銀行手数料	5,833	2,256	▲3,577
取立手数料	5,833	0	▲5,833
でんさい・入金手数料	0	2,256	2,256
印紙	2,400	0	▲2,400
領収書印紙代	2,400	0	▲2,400
合計	19,414	6,717	▲12,697

上表は、手形による受取の際の領収書1枚あたりの印紙代が200円に留まっていたと仮定し算出³⁹したものであるが、その場合でも年間約13千円のコスト削減効果が得られる試算となる。

《パターン1＋パターン2》

なお、手形1枚に必ず振出側と受取側が存在するため、その手形1枚が電子化された際、両者の合算（パターン1＋パターン2）ではコスト削減効果が見込まれる。

³⁷ 額面金額別の印紙代一覧は Appendix 5 参照。

³⁸ 額面10万円以上100万円以下の場合。

³⁹ でんさいによる受取の場合、でんさいで受取った旨を領収書に記載すれば、印紙の貼付を要しない。

《パターン3》小切手の振出のみの場合

(単位：円/年)

	小切手→E B振込 (振出)		
	小切手	E B振込	小切手→E B振込
人件費	5,900	3,548	▲2,352
諸経費	0	0	0
手形・小切手郵送費	0	0	0
紛失等リスク費用	0	0	0
銀行手数料	336	6,331	5,995
用紙交付手数料	336	0	▲336
E B振込手数料	0	6,331	6,331
合計	6,236	9,879	3,643

E Bによる振込手数料の規定額⁴⁰は小切手の用紙発行手数料⁴¹を上回ることから、電子化により年間で約4千円のコスト増加につながってしまう。

なお、電子化を機にE Bを新規契約する利用者の場合は、E Bの利用料（年間約26千円）⁴²もコスト増加要因として加味する必要がある。

《パターン4》小切手の受取のみの場合

(単位：円/年)

	小切手→E B振込 (受取)		
	小切手	E B振込	小切手→E B振込
人件費	6,404	1,267	▲5,137
諸経費	0	0	0
領収書郵送費	0	0	0
紛失等リスク費用	0	0	0
銀行手数料	3,787	0	▲3,787
取立手数料	3,787	0	▲3,787
印紙	2,400	0	▲2,400
領収書印紙代	2,400	0	▲2,400
合計	12,592	1,267	▲11,325

振込での受取の際には手数料は発生せず、加えて、小切手の資金化にかかる取立手数料や領収書に貼付する印紙代が不要となることから、年間約11千円のコスト削減効果が得られる試算となる。

⁴⁰ 同一行内本支店あては平均293円、他行あては平均610円（手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix 3【調査4】））

⁴¹ 平均28円（手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix 3【調査4】））

⁴² 月間約2,139円（手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix 3【調査4】））

《パターン3 + パターン4》

小切手1枚にも必ず振出側と受取側が存在するので、その小切手1枚が電子化された際、両者の合算（パターン3 + パターン4）ではコスト削減効果が見込まれる。

なお、IT化が未済の利用者においては、新たに発生するランニングコストとして以下も必要となる。⁴³

- ✓ PC利用に係る電気代 : 約15千円/年
- ✓ PC用セキュリティソフト料金 : 約3千円/年
- ✓ インターネット等通信料金 : 約34千円/年

⁴³ 手形・小切手の社会的コストの実態調査（Appendix 3 【調査4】参照）。

(3) 小 括

これまでの議論をまとめると、利用者単体でみた場合、コスト削減効果が見込まれる利用者が存在する一方で、以下に示すとおり、利用状況によっては、むしろコストの増加につながりうる利用者も存在する。

(a) 少額の手形の振出が特に多い利用者

手形を電子化することによるコスト削減効果は印紙代の要因が大きく、したがって、取扱う手形の金額が少額でそもそも印紙代の負担が小さい利用者は、電子化によるコスト削減効果を享受しにくい。

平成 29 年に実施した全銀協の調査⁴⁴によると、印紙代が 200 円以下⁴⁵の手形枚数は全体の 4 割程度にのぼる。もっとも、印紙代が 200 円の手形を月間 1 枚ずつ振り出している利用者のコスト増加額が「年間約 1 千円」であるのに対し、領収書の印紙代が 200 円の手形を月間 1 枚ずつ受け取っている利用者のコスト削減額は「年間約 13 千円」である。したがって、単純に計算すると、少額の手形の振出枚数が受取枚数の 14 倍以上でない限り、電子化することでコスト増加につながることはないと言える。

(b) 小切手の振出が特に多い利用者

小切手を電子化することに伴うコストは、振込手数料の要因が大きく、一般的には、E B による振込手数料の規定額は、小切手の用紙発行手数料よりも高額である。したがって、小切手の振出が特に多い利用者は、電子化によるコスト削減効果を享受しにくい。

もっとも、小切手を月間 1 枚ずつ振り出している利用者のコスト増加額が「年間約 4 千円」であるのに対し、小切手を月間 1 枚ずつ受け取っている利用者のコスト削減額は「年間約 11 千円」である。したがって、単純に計算すると、小切手の振出枚数が受取枚数の 3 倍以上でない限り、電子化することでコスト増加につながることはないと言える。

⁴⁴ 企業向けアンケート調査 (Appendix 3 【調査 1】参照)。

⁴⁵ 額面 100 万円以下。

第IV章 電子化推進のための対策

1. 電子化が進んでいない要因

(1) 電子的な方法に関する利用者の声

電子化が進んでいない要因を洗い出すために平成 30 年に全銀協が実施した調査⁴⁶によると、電子記録債権およびEBによる振込に対する利用者の声は以下のとおりであった。

○電子記録債権の商品利便性

- 改善すべき点については、「特にない」が最も多いが、次いで、操作性の改善や銀行ごとに異なる画面の統一といった「インターフェースの改善」等の声が多い。
- 普及のために必要な取り組みについては、「(強制的な)手形の廃止」が必要との声が多いが、それ以外では、TVCMを含めた「広告宣伝活動」や、業界全体での「商習慣の変更」等の声が多い。

【電子記録債権の改善すべき点】

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特にない	6	27	5	38
インターフェースの改善（操作性改善、銀行間の画面統一）	2	22	1	25
手数料の減額	0	7	0	7
一括請求・一括支払機能の追加	0	6	0	6
会計システムとの連携	1	3	1	5
法人EBなしでも利用可能にする	1	3	1	5

【その他の回答】譲渡の利便性向上、割引手続きの簡素化、電子記録債権の用語の簡素化（平易な言葉への見直し等）、誤登録等への対応の容易化、等

【電子記録債権をさらに普及させるために必要なこと】

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
手形の廃止	6	50	23	79
広告宣伝活動	4	40	13	57
商慣習の変更	2	27	16	45
導入手続の簡素化	2	7	6	15
金融機関のサポート強化（デモ機での操作説明など）	4	6	2	12

【その他の回答】受取企業（小規模企業等）への丁寧な説明、手数料の減額、業界団体に対する働きかけ、銀行間のインターフェース統一（画面等）、大企業による手形利用の廃止、ネットバンキングを前提としないサービス、セキュリティの向上、等

⁴⁶ 利用者サイドへの金融機関からのヒアリング調査（Appendix 3 【調査3】参照）。

○EBの商品利便性

- EBを利用しない理由は、「セキュリティ（不正利用）に対する不安」が最も多い。次いで、「必要性・インセンティブがない」や、「ITリテラシーが課題」といった声が多い。
- また、EBの使い勝手に関しては、概ね問題ないという声が多い。セキュリティについては、強化に対する要望がある一方で、「パスワード管理等を簡易化してほしい」など、セキュリティ対策による利便性の制限に関する改善要望もあり、区々である。

【EBを利用しない理由】

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
セキュリティ（不正利用）が不安	0	13	8	21
必要性・インセンティブがない	0	6	8	14
ITリテラシーが課題	0	5	8	13
紙のほうが簡単・事務を変更したくない	0	3	5	8
手数料負担の増加	0	3	1	4

【その他の回答】EBを詳しく知らない、IT利用環境がない（PC、回線）、障害時のBCPとして紙が良い、等

【EBの使い勝手、改善すべきところ】

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特になし（使い勝手は良い）	12	95	25	132
セキュリティの強化	0	7	8	15
パスワード管理等の簡易化	2	10	1	13
機能の充実	1	9	1	11
金融機関間での仕様の統一	0	6	1	7
操作の簡素化、言葉の平易化	1	4	2	7

【その他の回答】総合振込による当日振込の利便性向上、ログイン時間の延長、利用時間の延長、等

○サポート・その他

- ▶ 利用者が期待するサポートについては、「金融機関によるサポート」が最も多く、次いで「手数料の引下げ」、「利便性（E Bなしでも利用可能など）・セキュリティの強化」といった声が多い。
- ▶ また、紙の手形・小切手がなくなると困る点として、「P C・でんさい等の操作が不安」が最も多く、次いで、「事務負担が増えそう、管理方法の変更が手間」「導入時の負担」との声が多く、「セキュリティ対策が不安」との声もあった。

【電子化にあたって期待されるサポート】

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
金融機関によるサポート	9	77	40	126
手数料の引下げ	7	40	10	57
利便性（E Bなしでも利用可能など）・セキュリティの強化	4	24	8	36
導入にかかる政府の助成	2	14	7	23

【その他の回答】 電子債権記録機関の統一、金融機関による資金繰り支援、取引先への切替交渉、国や業界による手形小切手の廃止の取り組み、等

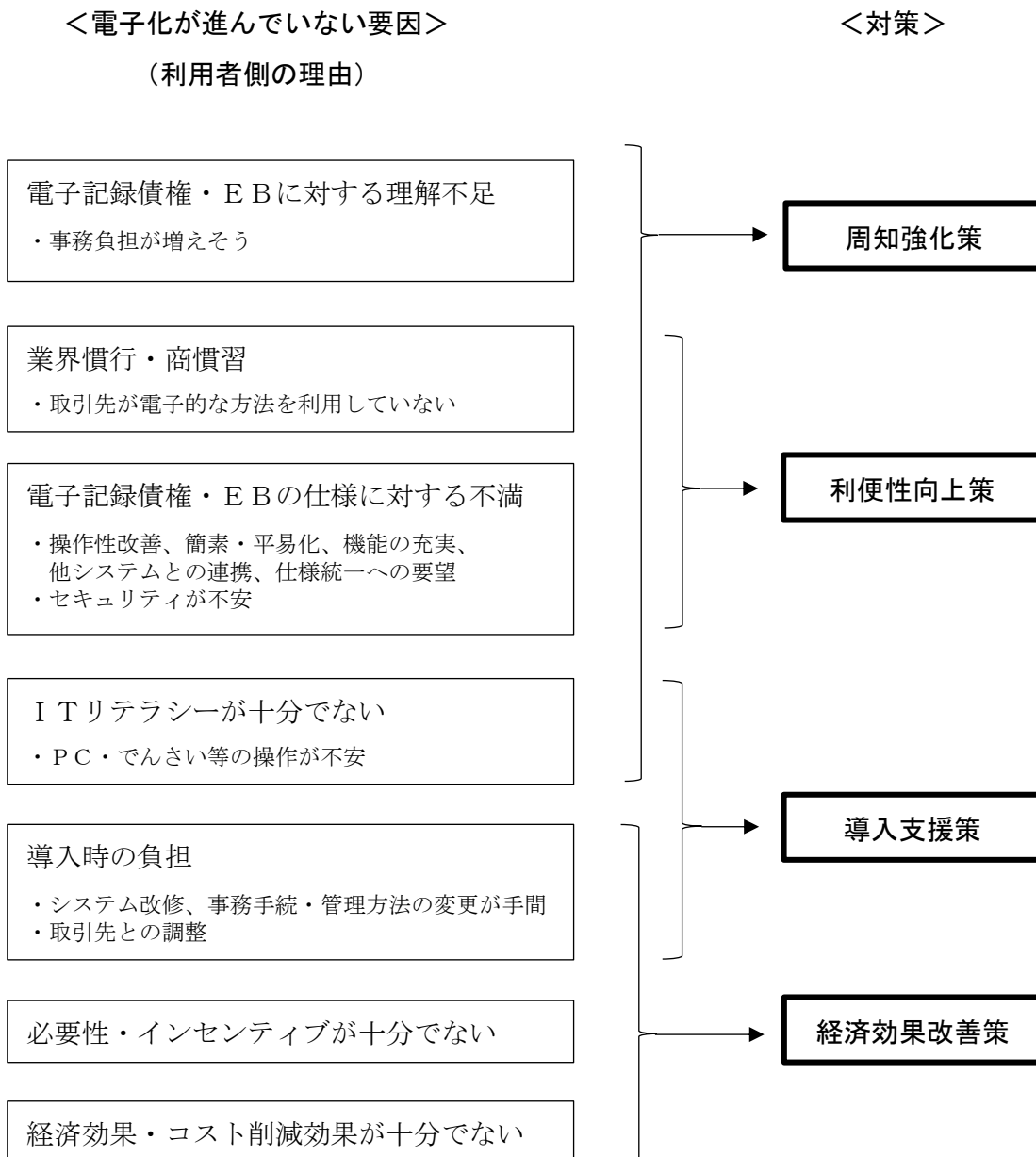
【紙の手形・小切手がなくなると困る点】

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特に困らない	17	92	25	134
P C・でんさい等の操作が不安	0	12	22	34
事務負担が増えそう、管理方法の変更が手間	0	11	10	21
導入時の負担（システム改修・事務手続、取引先との調整、等）	1	13	2	16
資金繰り	2	9	3	14
セキュリティ対策が不安	1	6	5	12

【その他の回答】 手数料負担が増加、これを機に契約条件の変更を迫られること、取引先との面談機会が減る、システムトラブル時の対応（BCP）、小切手がなくなると現金を扱う必要がある、現物がないと安心できない、等

(2) 電子化が進んでいない要因

以上の利用者の声、第Ⅱ章2.の利用者の利用意向に関する調査結果および第Ⅲ章3.の利用者単体のコスト削減効果の試算結果から、電子化が進んでいない要因（利用者側の理由）として、以下のものが挙げられる。これらの要因に応じた対策を講ずることで、今後更なる電子化の推進が期待される。



次項以降に、有効であると考えられる対策を例示する。

2. 周知強化策

現状は、そもそも電子記録債権やE Bの存在自体に関する周知に改善の余地があることに加え、各金融機関のサービスの利便性が向上してきていることについても利用者に十分に認知・理解されていない面もあると想定される。

かかる点も踏まえた具体的な周知強化策として、例えば以下のものが有効と考えられる。

○企業向け説明会等の内容拡充

金融機関による企業向けの説明会は従来より行ってきたが、第IV章1.(1)のアンケート結果⁴⁷も踏まえ、その内容を、例えば以下のように拡充する。

- ✓ 電子的な方法に切替えた場合に、業務フローが如何に簡素化されるかを明示(第III章1. 参照)
- ✓ 各利用者にどの程度のコスト削減効果が出るかを具体的に試算し明示
- ✓ 導入までに必要な対応事項・具体的な手順等を明示
- ✓ 商流情報をベースに、支払側・受取側企業の双方に対し、同時に案内

なお、一部の金融機関では、手形・小切手の件数が多い企業や、総合振込・給与振込の依頼を紙で行っている企業にフォーカスした、電子記録債権・E Bの提案も行われているが、これについても内容の拡充を行う。

以上を、会計事務のIT化や決済高度化⁴⁸による効果と併せて示していくことも有効であると考えられる。

○手形帳・小切手帳の発行時を捉えた案内強化

手形・小切手の利用者に対し直接アプローチする方法として、手形帳・小切手帳の発行依頼受付時や交付時に、電子的な方法の存在やメリット、導入方法等をチラシなどを用いて具体的に案内する。

○手形帳・小切手帳への記載

利用者が手形・小切手を使用する都度、案内を目にするよう、手形帳・小切手帳自体(例えば表紙・見開き等)に電子的な方法の案内やメリット等を記載する。

⁴⁷ 例えば、電子記録債権をさらに普及させるために必要なこととして、多くの企業で「広報宣伝活動」や「商習慣の変更」が挙げられている。

⁴⁸ 第III章2. 参考2参照。

3. 利便性向上策

電子化の推進のためには、例えば、利用者の具体的なニーズや金融機関の実際の取り組みを共有することなども通じ、より効果的に利便性向上を追求することが重要である。

平成 30 年に全銀協が実施した調査結果⁴⁹を踏まえると、以下の利便性向上策については有効性が高いものと考えられる。

○機能・サービスの改善

操作性・画面レイアウトの改善、セットアップ（初期設定）の簡素化、対応 OS・ブラウザの拡大、取扱時間の拡大、導入後のサポート体制充実化。そのほか、Fintech 企業などとの連携を通じた電子記録債権や E B のインターフェース改善なども考えられる。

○安全性・安心感の向上

各種セキュリティ対策の実施、補償制度⁵⁰の導入。

○スマートデバイスによるサービス拡充、同時履行への対応

例えば PC 端末を使えない外出先等においても支払・受取確認が可能になるように、スマートデバイスによるサービスの拡充も利用者の利便性向上につながる。また、商取引の現場などにおいて、商品・サービスの授受と同時に電子記録債権・E B での振込による支払ができ、受取側も確認できるようにすることで、同時履行への対応も可能となる。この点については、例えば、Fintech 企業などとの連携を通じ、先進的テクノロジーを活用した新たなサービスが提供されることにも期待される。

○電子債権記録機関間の電子記録債権の移動

電子記録債権の流動性を高め、利用者の利便性を向上する観点から、でんさいネットと各行記録機関⁵¹が、互いの中で電子記録債権を移動可能にすべく取り組む方針を決定済みであり、平成 31 年度（2019 年度）以降、順次電子記録債権の移動が可能となる予定である。

○その他、顧客要望にもとづく定期的な追加開発

⁴⁹ E B・でんさいの利便性等に関するアンケート調査（Appendix 3 【調査 6】）参照。

⁵⁰ 個人の顧客については、預金者保護法により、顧客無過失の不正送金被害は原則銀行が補償することとなっているが、法人の顧客は預金者保護法の対象ではなく、補償の有無は個別行の経営判断による。

⁵¹ 日本電子債権機構株式会社、SMBC 電子債権記録株式会社、みずほ電子債権記録株式会社。

4. 導入支援策

I Tリテラシーが十分でない利用者、電子的な方法の操作に不安を感じている利用者、導入に負担感を感じている利用者に対しては、金融機関による導入支援策も効果が高いものと想定される。また、第Ⅲ章3. で試算した利用者単体の電子記録債権・E Bによる振込への切替にかかるコスト負担の緩和にもつながる。

具体的には、第Ⅳ章1. (1) のアンケート結果も踏まえると、以下の導入支援策は有効性が高いものと考えられる。

○金融機関等による導入支援の充実化

以下に挙げられるようなサポートの充実化を行う。これらにより、電子記録債権・E Bの契約・セットアップ等にかかる利用者側の負担を緩和することが可能と考えられる。

- ・担当者のE B関連商品（電子記録債権も含む）の知識向上
- ・セットアップ要員の派遣
- ・操作方法などに関する電話照会窓口の整備
- ・体験デモサービスの提供

○金融機関等による取引先への案内・説明サポートの拡充

金融機関等が利用者に代わり、利用者の相手方である取引先向けに電子記録債権について説明するなどの取り組み⁵²の拡充を図る。これにより、取引先との調整等にかかる利用者側の負担を軽減することが可能であると考えられる。

○電子化に係る広告・宣伝の実施

前述の周知強化施策も含め、電子化に係る広告・宣伝を実施することにより、電子記録債権・E Bに対する多くの利用者の理解を高め、取引先との調整等にかかるコストを軽減することも可能であると考えられる。

○会計ソフト等⁵³と一体化したサービスの提供

今後、Fintech 企業等との連携を通じ、会計業務の電子化と併せて決済業務の電子化も実現するような一体型会計ソフトなどの新たなアプリケーションサービスが提供されれば、利用者の導入支援につながるものと考えられる。

⁵² でんさいネットにおいて納入企業向け説明会への講師派遣を実施中。

⁵³ 経済産業省では、「サービス等生産性向上I T導入支援事業」等により、中小・小規模事業者の生産性向上のため、クラウド会計等のI T・クラウド導入の支援が進められている。

5. 経済効果改善策

第Ⅲ章3.の利用者単体の試算では、以下のケースにおいて、電子化によるコスト削減効果が見込めない例があることが確認された。

- (a) 少額の手形の振出が特に多い利用者
- (b) 小切手の振出が特に多い利用者

しかし、ネットワーク効果も想定し、電子化の社会的メリットを最大化するためには、可能な限り電子的な方法の利用が広まることが望ましく、その観点から、コスト削減効果が享受しにくい利用者に対して、公正な競争の下で、各金融機関の個別の営業推進上の観点など、各当事者の判断で経済効果を改善するための対策を講じることも有効と考えられる。以下はその例示である。

- (1) 少額の手形の振出あるいは小切手の振出が特に多い利用者 (a、b)

○銀行手数料等の見直し (インセンティブ)

でんさいの発生記録手数料を、紙の手形に貼付する印紙代に応じた金額別の体系に見直すことや、EBによる振込手数料を減免することで、少額の手形の振出あるいは小切手の振出が特に多い利用者であってもコスト削減効果が得られるようにする⁵⁴。

なお、金融機関において、現在既に手形・小切手の処理には（電子記録債権やEBと比べると）追加的な人手などが費やされている。そのため、手形・小切手関連手数料の引上げや窓口の削減・廃止等のかたちで対応する金融機関が出ることも考えられるが、こうした対応にあたっては利用者への十分な配慮が必要である。

○利用者間（振出側・受取側）での取引条件の見直し

第Ⅲ章3.の試算では、少額の手形の振出あるいは小切手の振出が特に多い利用者は、電子化することでかえってコストが増加する可能性があるが、受取側において見込まれるコスト削減効果と合算すれば、実は取引全体としてはコスト削減効果が得られることが確認された。

上記を踏まえ、例えば、振込手数料を受取側負担とするなど、支払側・受取側双方にとってコスト削減効果を享受できるよう、当事者間で取引条件を調整することも選択肢のひとつと考えられる。

⁵⁴ 第Ⅲ章2.の試算結果によると、全面的に電子化した場合に現状想定しうる主な金融機関全体のコスト削減額+増収額は年間約837億円と試算しており、これを銀行手数料見直しの原資とすることも考えられる。

(2) インセンティブが十分でない利用者

本章項番1で確認したとおり、電子化が進んでいない要因のひとつとして、電子化によるコスト削減効果は見込めるものの、その規模が不十分であるが故に、電子化に踏み切るほどの十分な経済的インセンティブがない利用者も存在する。かかる利用者に対しては、公正な競争の下で、各当事者の判断で以下に例示するような一時的な経済効果改善策も有効であると考えられる。

○手数料優遇等のキャンペーン実施

E B等の契約後一定期間について、月額利用料を減免する、電子記録債権および振込の手数料を規定額よりも優遇する等

6. 電子化が困難な利用者への対応

本章項番5の対策を講じても、電子化が困難な利用者が残ることが考えられる。かかる利用者には以下の2つのパターンがあると想定される。

- ・自身の事情で電子化できない利用者

ITリテラシー不足、高齢、人手不足、慣習の変更が受け入れられない等の事情から、電子化できない利用者。

- ・他者の事情で電子化できない利用者

取引金融機関が電子的な方法（電子記録債権・EB）を提供していない利用者、あるいは取引先に「自身の事情で電子化できない利用者」がいる利用者。

（1）「自身の事情で電子化できない利用者」への対応

自身の事情で電子化できない利用者に対しては、（真の電子化とはならないものの）金融機関における書面やFAXによる電子記録債権発生等のサービスの提供が考えられる。

書面やFAXによる電子記録債権発生等は、電子化していない支払企業が、必要事項を書面に記入し、金融機関窓口やFAXで申し込むことで、電子記録債権等を発生させることができる補助的なサービスである。支払企業にとっては真の電子化による管理負担軽減等のメリットは見込めないものの、受取企業側は先行して電子的な方法に移行できることから、さまざまな利用者の電子化の過程においては、補助的なサービスとして有用なものと考えられる。

なお、でんさいネットにおいては、参加金融機関がかかる書面・FAXによるサービスの提供を検討している場合には、当該金融機関における契約書や申込書の作成等のサポートも行っている。

（2）「他者の事情で電子化できない利用者」への対応

取引金融機関が電子記録債権やEBを提供していないため、電子化できない利用者も存在する。

金融機関における電子記録債権・EBの提供率は、平均すると9割を超える水準であるものの、業態ごとにバラつきがある。今後、より広範な金融機関が、取引先顧客層も踏まえつつ、それぞれの判断の下で電子的な方法を提供していくことが望ましい。

7. 電子化の類似事例

法制度化による強制的な移行を行わずに大幅な電子化を実現した事例として、ETC の普及が挙げられるが、その普及にあたっては以下の取り組みが行われてきた⁵⁵。

- ① ETC 料金所の設置箇所の拡大（電子化のためのインフラ整備）
- ② 時間帯による割引、特定区間による割引、ETC マイレージサービスなど様々な料金割引制度（経済的インセンティブ）
- ③ 現金払いの料金を引き上げ、現金払いの方が ETC 払いよりも高くつく料金体系を構築（経済的ディスインセンティブ）
- ④ ETC モニター・リース等支援制度などの車載器の導入費用の一部の助成（助成制度等の活用）
- ⑤ クレジットカードを有しない利用者に対する「ETC パーソナルカード⁵⁶」の発行（電子化できない利用者への対応）

これらに照らして考えると、手形・小切手機能の電子化においては、

- ① 広範な金融機関による電子記録債権・E Bサービスの提供（電子化のためのインフラ整備）
- ② 銀行手数料の見直しなど（経済的インセンティブ）⁵⁷
- ③ 書面や FAX による電子記録債権発生等のサービスの提供（電子化できない利用者への対応）

などの対策が有効である可能性が高いと考えられる。

なお、ETC は、平成 13 年 3 月の一般利用開始以降、5 年間で約 6 割、15 年間で約 9 割の利用率を達成している⁵⁸。

また、その他の類似事例としては、以下が挙げられる。

- （例 1） 携帯電話は、買取制度の開始から 14 年間で約 8 割の所有率を達成。
- （例 2） 交通系 IC カードは、7 年間で約 7 割（鉄道デイリーユーザーの約 9 割）の所有率（東京圏）を達成。
- （例 3） スマートフォンは、普及開始から 5 年で約 6 割の普及率を達成。

⁵⁵ 国土交通省ウェブサイト、ETC 総合情報ポータルサイト等を参考に記載した。

⁵⁶ 有料道路の支払に限定した ETC カード。デポジット（保証金）を預託し、それを担保としたうえで通行料金を銀行等の預貯金口座から 1 か月単位で引き落す。

⁵⁷ ETC の事例と異なり、各種対策の実施にあたっては、金融機関の公正な競争を阻害することがないように留意する必要がある。

⁵⁸ ETC の場合、ETC 料金所の設置箇所の拡大と並行して普及を進めてきたこともあり、相応の時間がかかっている。

第V章 結 論

1. 全面的な電子化に関する方針

構造的な社会的課題として労働力不足の解消に取り組む必要があるわが国において、企業・事業者等の生産性向上やコスト削減は喫緊の課題であり、現状紙を使用している様々な手続や取引の電子化を進めていくことは、重要なテーマのひとつである。⁵⁹

手形・小切手機能の電子化についても、第Ⅲ章2. の試算結果のとおり、それを進めることにより、全体として利用者・金融機関双方にとってコスト削減効果が見込まれる。このため、全面的な電子化を視野に入れつつ、手形・小切手機能の電子化をより一層推進することが望ましい。

しかしながら、コスト削減効果は利用者によって区々であるほか、第Ⅲ章3. の試算結果のとおり、個別の利用者単位では、電子化するとかえってコストが増加する利用者が存在しうる。また、第Ⅳ章1. のとおり、コスト削減効果が見込めないということ以外の事情によって、紙の手形・小切手を使い続ける利用者も存在する。

以上を踏まえ、より一層の電子化を推進するにあたっては、第Ⅳ章に例示した対策を各金融機関等の判断の下で行う等、多様な利用者に配慮しながら、社会全体として生産性が向上するよう取り組む必要がある。

⁵⁹ 金融機関においても業務効率化は喫緊の課題であり、市中に流通した手形・小切手等が金融機関に持ち込まれた後の交換業務の効率化についても、別途、重要なテーマのひとつとして検討を進めている。なお、交換業務における効率化の効果は部分的なものに留まるものであるため、その検討結果にかかわらず、本報告書で論じている「手形・小切手機能の電子化」は、社会全体の生産性を引き上げる観点から、わが国が取り組むべき重要な課題であることに何ら変わりはないと考えられる。

2. 目標の設定

今後、電子化を推進していくにあたっては、一定の目標を設定して、電子化の状況をモニタリングしていくことが重要である。

当検討会は、「全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定し、手形・小切手機能の電子化をより一層推進すべきである」ことを提言する。

（1）目標期間

目標達成の期間であるが、第IV章に記載のように、ETCカードなどの他の類似事例においては、大幅な電子化を達成するまでに概ね7～15年程度の期間を要しており、手形・小切手機能の電子化にも同様の期間が必要な可能性がある。しかし、7～15年のように長い目標期間を設定した場合、目標管理の枠組みの実効性が弱まる可能性が高い。

そこで、全面的な電子化を視野に入れつつ、「中間的な目標」を設定し、まずはその目標に向かって各当事者が取り組むこととする。中間的な目標の期間としては、一般的に企業のシステム更改期間が5年程度とも言われること等を勘案し、5年とする。

（2）目標水準

次に目標として設定する水準であるが、まず全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の推移⁶⁰を見ると、平成24年から平成29年の5年間で、平均で年▲6.5%、合計▲28.4%減少している。減少率は過去20年で徐々に小さくなっているものの、概ね5年あたり約3割減少のペースとなっている。

これに加え、今後、本報告書第IV章に例示される電子化推進に向けた対策を、公正な競争の下で、各金融機関や関係団体の判断で積極的に進めることで、手形・小切手機能の電子化は加速することが期待される。

そこで、足元の減少ペースである「5年あたり約3割」が、各種対策により2倍程度まで加速しうると想定し、中間的な目標として、「5年間で全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行する」ことを目指すこととする。

⁶⁰ 詳細は Appendix 6 参照。

3. 今後の対応

以上の中間的な目標を設定したうえで、電子化の状況を定期的にモニタリングすることにより、各種対策の効果を検証し、今後の更なる対策の検討材料とする。

具体的には、全国銀行協会が事務局となり、適宜、当検討会メンバーの協力を得て、「手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書」を年1回作成し、公表する。同報告書においては、電子化状況に関する計測可能な代表的指標として、

- ・ 全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の推移（平成30年対比）
- ・ でんさい発生記録件数の推移（平成30年対比）

をモニタリングするとともに、検討会メンバー等による電子化推進に関する対策⁶¹の実施状況についても確認する。電子化推進に関する対策は本報告書で例示したものに限らず、各当事者が創意工夫のうえ、取り組みを進めていくことが望ましい。

なお、5年後（平成35年度（2023年度））には、中間的な目標である「5年間で約6割が電子的な方法に移行」との比較を行い、5年間で実施された対策の状況も踏まえて電子化推進状況の総括を行うとともに、追加的な対応が必要と判断された場合には、その時点での企業のIT化進行状況や、デジタル技術を活用した金融サービスの発展状況等も勘案のうえで、平成36年度（2024年度）以降に実施すべき対策を改めて検討する。

以 上

⁶¹ 第IV章で例示した、「周知強化策」「利便性向上策」「導入支援策」「経済効果改善策」に分類される各種対策のこと。

1. 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」設立の背景

(1) デジタル化に向けた動き

① 未来投資戦略 2017 —Society 5.0 の実現に向けた改革—

平成 29 年 6 月 9 日閣議決定の「未来投資戦略 2017」において、FinTech の推進等における具体的なアクションとして、「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が盛り込まれ、「手形・小切手について、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、IT を活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進する」と提言された。

② 決済高度化の取組み

FinTech の動きが進展する中、この動きを利用者利便や企業の生産性向上等、我が国経済・金融の成長につなげていくとの観点から、平成 27 年 12 月に「金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキンググループ報告～決済高度化に向けた戦略的な取組み～」で示された課題（決済高度化アクションプラン）を中心に、決済高度化に向けて官民が連携して取組みを進めている。特に企業の成長力強化の観点からは、金融 EDI を起点として、企業の財務・決済プロセスの高度化に向けて重点的に取り組んでいるところである。

「未来投資戦略 2017」の閣議決定も踏まえ、平成 29 年 6 月 21 日開催の「決済高度化官民推進会議」においては、手形・小切手は商習慣として広く根づいている一方で、その事務処理においては、利用者、手形交換所、金融機関にとって負荷が存在しているのも事実であり、将来的に電子化ができれば、我が国全体でさまざまなメリットが享受できる可能性があるとの考えのもと、企業の財務・決済プロセスの高度化の一環として、「オールジャパンでの手形・小切手の電子化」を新たに検討課題に加えることについて、全銀協から提案を行った。

(2) 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」の設置

全銀協を事務局として「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」が平成 29 年 12 月 18 日に設置された。

未来投資戦略 2017 に掲げられた「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」も踏まえ、日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足への更なる対応の観点から、手形・小切手機能の電子化を推進するための方策の検討を行うことを目的とし、金融界、産業界、学識者、弁護士、IT 事業者、関連省庁、日本銀行など、幅広い分野の関係者を招聘して検討を進めることとした。

なお、当検討会の下部に、手形・小切手機能の電子化が利用者や金融機関に対して及ぼす影響を把握し、具体的なアクションを検討することを目的とする「業務ワーキンググループ」と、手形・小切手法上等の論点の確認および商取引等を支える信用・決済手段である手形・小切手機能の電子化を進めることによって、利用者にとって不利益を被ることがあるか等、法令上の確認を実施することを目的とする「法務ワーキンググループ」をそれぞれ設置し、検討を進めることとした。

2. 代表的なその他証券類の一覧と現物廃止に関する方向性

手形・小切手機能の電子化にあたり、代表的なその他証券類について、紙現物廃止に対する意見交換を実施したうえで、それぞれの証券類に対する「方向性（案）」を以下のとおり整理した。

【代表的なその他証券類の一覧と現物廃止に関する方向性】

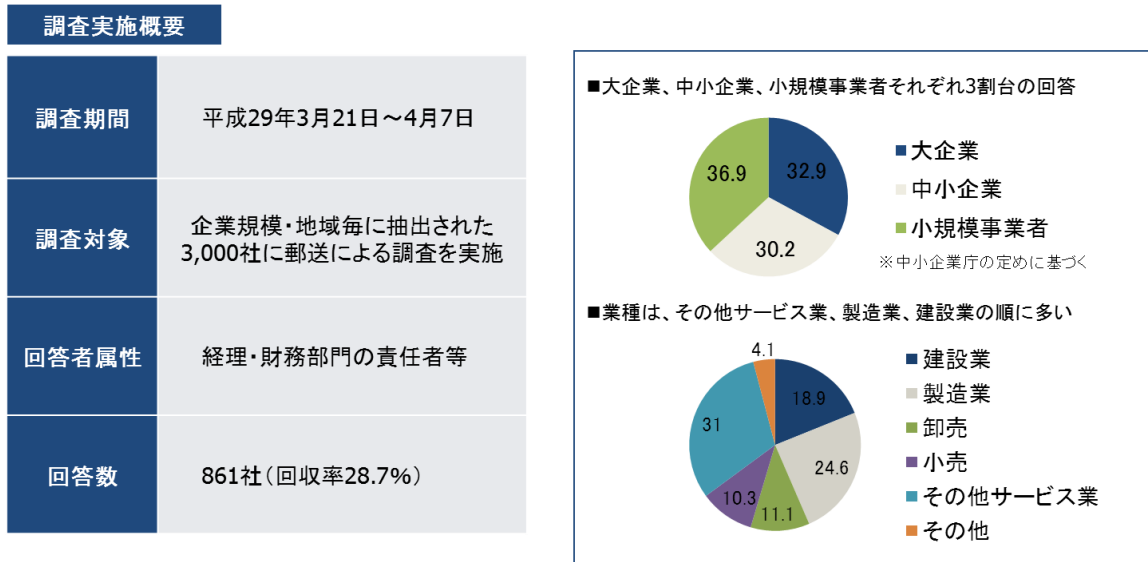
券種	関係者	証券・当該業務の概要	現物廃止に対する意見	方向性(案)
(1)株式配当金領収証	信託協会 全国株懇連合会 ゆうちょ銀行 (日本証券業協会)	配当金の支払手段は以下の3種類 ①証券会社の特定口座への振込 ②指定された銀行口座への振込 ③金融機関の店頭での現金払い ③が本件となるが、③の取扱いは株式名簿をもとに配当金領収証を発行し、同領収証の確認を以て配当金を払うことになる。会社法457条(配当財産の交付の方法)によるもので、会社法が改正されない限り、配当金領収証の廃止は不可 ①②は発行企業のコスト削減になり、求める方向性は合致	③は法令の定めがあり、廃止困難であるが、仕組みは残しつつも①②へのシフトにより、実態上の“取扱い廃止”は検討し得る ①②を推進するには最初に顧客接点のある証券会社との連携が有効 全体の発行枚数に占める交換所経由の当該領収書は5%程度と少数。紙の即日伝達を見直し、QRコードを活用した電子データの交換による決済手法等も検討し得る	振込へのシフト 紙の即日送達の廃止
(2)日本銀行小切手(政府小切手)	日本銀行 各金融機関 各省庁	各金融機関が日銀当預にもつぎ振り出す小切手(日本銀行小切手)については、①日本銀行と金融機関の相対取引等に用いられるほか、②金融機関の取引先が、当該小切手を金融機関から購入し、国への支払に充てる形で用いられ、交換決済に回るものは1月当たり10件超程度しかない。 また、「政府小切手」という日本銀行および日本銀行代理店(一般代理店)を支払場所とする官庁が振り出す小切手について、小切手所持人により③取引金融機関に取立委任が行われる場合や④国庫金の納付のために支払場所とは異なる日本銀行の本支店および一般代理店、蔵入(復)代理店に持ち込まれる場合があり、交換所を経由することがある。	日本銀行小切手のうち、①は日銀ネット決済へのシフトが検討できる。 ②では金融機関は取引の当事者ではないため、日銀ネット決済へのシフトのためには、日本銀行、金融機関およびその取引先との間で個別に取引スキームの構築を検討する必要がある。日銀ネット決済へのシフトではなく、「ペイジー」の利用も考えられる。 政府小切手は各省庁等との調整が必要。政府省庁の支払は財務省の会計システム「ADAMS II」等を利用することが考えられる。	既存のプラットフォームへのシフト
(3)振替払出証書	ゆうちょ銀行 各地公体 指定金融機関	送金人の請求により、送金人の口座から預かり金を払い出して払出証書を発行し、受取人に払出証書を送付する送金。 内国為替がオンライン化される前からある業務で、特徴は以下の2点 ①送金用途が限定されていない ②受取人の氏名・住所により送金できる (受取人の口座情報は不要) 通信販売返金、お詫び金送金、各種手当支払等の手段として利用されている	法令等の縛りは無いが、「受取人の口座情報がなくても送金できるため、振込等の決済手段と明確な差別化が存在することから、利用ニーズは根強い (取扱件数は横這い乃至は漸減) 現物廃止は、利用者への影響が大きいものと想定される	受取人の口座情報が無くても送金が可能、という支払人の強いニーズを充足する代替案の提供が必要
(4)定額小為替証書	ゆうちょ銀行 各地公体 指定金融機関	定額小為替証書は、市役所等から戸籍謄本・住民票の写しを郵送で取り寄せる際の手数料として主に利用される。謄本等の申請書と定額小為替証書を同封して地公体宛て送付。代替手段は現金書留 地方団体の指定金融機関とゆうちょ銀行(郵便局)との間での資金決済のため交換決済が利用されている	法令上、手数料の支払手段として指定されていることから、別の代替手段を含めて、関係者間での検討が必要 指定金融機関とゆうちょ銀行間の決済を交換決済から振込もしくは付替にシフトできれば、交換所の現物は削減可能	振込・付替へのシフト
(5)領収書(公金収納金)	指定金融機関 各地公体	指定金融機関と指定代理または収納代理金融機関との間の公金関係資金を決済する場合に利用 公金関係資金の決済手段としては①領収書の交換決済(本件)、②資金の付替えがある	①から②にシフトした場合、各地方団体の規模・取扱件数により、指定金融機関の資金管理・消し込み事務が煩雑になることが想定される 実務を整理できれば②にシフト可能	振込・付替へのシフト

券種	関係者	証券・当該業務の概要	現物廃止に対する意見	方向性(案)
(6)領収書 (水道料金収納) (ガス料金)	各水道局 各ガス会社	収納代理金融機関と指定金融機関の資金決済に利用され、収納代理金融機関が、納付金を手形交換所を経由した領収書に基づいて、指定金融機関に保有する各事業体へ付替える (一部水道局の指定金融機関事務取扱規程に、交換所を経由した領収書の取扱いについて明記あり)	各事業体毎の収納方法は、指定金融機関取扱規定等に定められている 指定金融機関の資金管理・消し込み事務が煩雑になることが想定される 実務を整理できれば、資金付替えにシフト可能	完全廃止には、指定金取扱要領等の制度改正が必要 あわせて、金融機関間の新たな決済手段の構築を検討
(7)税金還付金通知書	各地公体	各地交体より、納付者に還付通知を送付し、過払い分を返金する手段として利用される 納付者より受付店へ持ち込まれた通知書は交換所を経由し、指定金融機関のもとへ送られる	代替手段は振込 既に多くの地公体で振込へシフト済 一方で振込にシフトしていない地交体では、税金還付金通知書の取扱について指定金取扱要領等に定められている場合もあり	振込へのシフト 完全廃止には、各地公体の指定金取扱要領等の制度改正も必要
(8)外国為替領収書	外為円決済制度参加金融機関	本邦金融機関間の外為送金は主に外為円決済制度が利用されているが、手数料区分により被仕向け銀行側から請求する必要があり、領収書を交換に持出すことで銀行間での手数料を決済している	資金回収が実質強制かつ消し込みもされるため、交換決済のメリット有 新しい仕組みを整えれば、電子データによる決済へシフト可能	振込・付替へのシフト
(9)外国為替送金小切手	国内銀行	送金小切手は、海外送金の一手段として利用されている 本邦顧客が海外取引先より受領した小切手の支払場所が小切手発行銀行(海外)の在日コルレス銀行または在日支店の場合、取引銀行経由で交換決済を行っている	本邦顧客の海外取引先からのニーズにより送金小切手を取扱うことが多い そのため、現物廃止は利用者への影響が大きいものと想定される	本邦顧客の海外取引先ニーズを充足する代替案の提供が必要
(10)税公金納付済通知書	指定金融機関 各地公体	指定代理または収納代理金融機関が収納した税公金の税公金納付済通知書を指定金融機関に送付する際に交換所を経由している 資金決済を伴わず、銀行間の郵便機能としての利用している	自治体での消し込み作業を納付済通知書で実施しているところが多数あり、税公金納付済通知書の廃止は困難 一方、電子収納の実現の進捗次第で物量の削減余地はあり	指定代理または収納代理金融機関から直接指定金融機関への郵送手段等を検討

3. これまでに実施した調査の概要

【調査1】企業向けアンケート調査

- ▶ 手形・小切手の利用実態を把握することを目的として、平成29年に全銀協において、手形・小切手の利用者である企業を対象とした利用実態に係るアンケート調査を株式会社日経リサーチに委託し、実施。



- ▶ 報告書本文に記載しなかった調査結果のうち、主な結果を以下に記載する。

手形・小切手を振り出している企業の割合		企業の約半数が手形小切手を利用						
Q. 貴社で利用している、取引先(販売先・仕入先いずれも含む)との決済方法について、以下からあてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)								
	回答者数	現金	手形	小切手	一括支払	電子記録債権	その他	
回答者全体	858	88.6%	53.0%	50.9%	25.1%	25.1%	13.3%	
大企業	281	84.3%	58.0%	47.0%	37.0%	38.8%	18.5%	
中小企業	260	91.2%	53.8%	56.9%	22.3%	22.3%	12.3%	
小規模事業者	317	90.2%	47.9%	49.5%	16.7%	15.1%	9.5%	

一ヶ月で振り出す手形の枚数(枚数階層別割合、平均)		Q. 貴社から他社に振り出す手形について、1か月あたりの平均の枚数をお答えください。									
	回答者数	10枚未満	～50枚	～100枚	～300枚	～500枚	～1000枚	1000枚以上	わからない	平均(枚)	
回答者全体	185	47.6%	33.0%	6.5%	9.2%	2.2%	1.1%	0.5%	0.0%	59.0	
大企業	73	19.2%	32.9%	16.4%	21.9%	5.5%	2.7%	1.4%	0.0%	126.6	
中小企業	57	45.6%	52.6%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21.6	
小規模事業者	55	87.3%	12.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.2	

一ヶ月で振り出す小切手の枚数(枚数階層別割合、平均)		規模が小さい事業者の方が、利用枚数が多い傾向									
Q. 貴社から他社に振り出す小切手について、1か月あたりの平均の枚数をお答えください。											
	回答者数	10枚未満	～50枚	～100枚	～300枚	～500枚	～1000枚	1000枚以上	わからない	平均(枚)	
回答者全体	200	72.5%	24.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.5%	19.0	
大企業	49	75.5%	20.4%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	11.7	
中小企業	73	60.3%	35.6%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.8	
小規模事業者	78	82.1%	15.4%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	25.7	

【調査2】金融機関向けアンケート調査

- 手形・小切手の処理に要している金融機関のコスト、電子記録債権・EBの改善点、電子化の課題や電子化に要する想定期間等について把握することを目的として、平成30年に全銀協において金融機関向けアンケート調査を実施。

調査実施概要

調査期間	平成30年1月16日～3月2日	
調査対象	都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、系統金融機関等(労働金庫、農林中金・農協・漁協、商工中金)	
回答金融機関数	497金融機関	
設問数	計数	18 問
	アンケート	21 問

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等
業態別回答金融機関数	5	64	41	3	262	105	17

- 報告書本文に記載しなかった調査結果のうち、主な結果を以下に記載する。

■ 手形・電子記録債権の利用状況

(単位:千社)	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体
①手形利用顧客数(延べ数)	89	189	44	2	147	19	26	516
②電子記録債権契約顧客数(同上)	130	272	78	1	77	7	7	571
④小切手利用顧客数(同上)	209	425	106	7	383	47	36	1,212
⑤EB契約顧客数(同上)	802	924	363	8	619	40	65	2,820

- ・金融機関ごとの調査のため、同じ会社が異なる金融機関で利用しているケースあり
- ・手形は振出サイドでカウント。電子記録債権は、でんさいに加えて3メガ記録機関を含む契約ベース

■ パーソナルチェック、預金小切手の利用状況

(単位:千枚/人・社)	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体
パーソナルチェック利用顧客数(延べ数)	10.5千人	5.5千人	0.5千人	0.4千人	1.4千人	0.7千人	-	19.1千人
パーソナルチェック利用枚数	43.3千枚	17.3千枚	4.6千枚	0.3千枚	21.7千枚	1.8千枚	-	88.9千枚
預金小切手発行枚数	42千枚	187千枚	61千枚	4千枚	425千枚	8千枚	36千枚	755千枚

■ でんさい・EB提供率、過去の電子化シフトへの取組み状況

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体平均
でんさい提供率	100%	100%	100%	67%	100%	91%	75%	97%
書面による発生記録提供 ^(注)	0%	48%	49%	33%	75%	83%	6%	61%
FAXIによる発生記録提供 ^(注)	0%	2%	5%	0%	6%	27%	6%	9%
EB提供率	100%	100%	100%	100%	99%	65%	80%	92%
手形をでんさいシフトする取組み実施比率	100%	84%	59%	33%	35%	27%	40%	42%
小切手を振込にシフトする取組みの実施比率	25%	13%	10%	0%	7%	4%	0%	7%

(注) でんさいネット公表ベース

■ 想定される電子化シフト潜在顧客

(単位: 千社)	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体
①手形利用顧客数(延べ数)	89	189	44	2	147	19	26	516
②手形・電子記録債権併用顧客数(同上)	31	51	9	0	16	1	6	114
③小切手利用顧客数(同上)	209	425	106	7	383	47	36	1,212
④小切手・EB併用顧客数(同上)	79	154	41	1	92	7	14	388
⑤手形電子債権シフト潜在顧客数(①-②)	58	138	35	2	131	18	20	403
—金融機関あたり単純平均	11.6	2.2	0.8	0.7	0.5	0.2	1.1	0.8
⑥小切手EBシフト潜在顧客数(③-④)	130	272	64	6	291	39	22	824
—金融機関あたり単純平均	25.9	4.2	1.6	1.9	1.1	0.4	1.2	1.7

■ 金融機関から見た手形・小切手の電子化に要する想定期間(初期的回答)

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	平均
手形・小切手の電子化に要する想定期間	7年	9~12年	11~12年	7年	10~14年	10~13年	10~13年	9~11年

【調査3】利用者サイドへの金融機関からのヒアリング調査

- 手形・小切手の利用場面や業界慣習、利用継続の意向等について把握することを目的として、平成30年に全銀協において、金融機関から利用者（顧客）サイドへのヒアリング調査を実施。

調査実施概要

調査期間	平成30年1月16日～3月2日
ヒアリング実施金融機関	25金融機関
対象社数	302社

回答企業の属性

大企業	24社	8%
中小企業	196社	65%
小規模事業者・個人事業主	82社	27%

- 報告書本文に記載しなかった調査結果のうち、主な結果を以下に記載する。

Q.どのような場面で、手形または小切手を振り出されていますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
商品（サービス）の代金の支払い	15	135	51	201
支払金額が一定以上のときに手形にする等	1	26	5	32
相手の希望	4	14	2	20
小切手を使い窓口での税公金・口座間資金移動	4	10	2	16
特定の相手先への支払（規模等）	2	5	3	10

【その他の回答】集金に来てもらったとき、その場で渡す必要がある（同時履行）、契約上決まっているから、等

Q.でんさいや振込みでなく、なぜ手形または小切手をご利用になるのでしょうか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
相手先の希望	15	53	18	86
業界慣行、取引先との従来からの慣例	2	54	27	83
相手がでんさいを知らない、利用していない	2	34	10	46
手数料が安い	1	11	3	15
支払サイトを確保できる	1	6	4	11

【その他の回答】発行枚数が少ない、相手方との取り決め・契約条件、電子取引はセキュリティが不安、決済手段をこれ以上増やしたくない
導入が手間だから、操作間違いしうだから、仕組みが分からない、面談機会として利用、等

Q.貴社の業界に、手形（または小切手）を利用することになっている業界慣習はありますか

	ある	ない	わからない
業界慣習	178 58.9%	87 28.8%	37 12.3%

Q.業界慣習を変えるにはどうしたらいいと思いますか

回答	卸売・小売	製造	建設	運輸・倉庫	サービス	その他	合計
変えるのは困難 変える必要なし	13	9	8	3	2	2	37
法改正や国による施策	4	8	2	2	1	0	17
業界団体からの働きかけ	4	3	3	4	1	0	15
手形の廃止	5	5	1	1	1	0	13
まずは元請や大手が移行する	3	2	5	0	0	1	11
オーナーの世代交代・意識改革・企業のIT化	6	1	1	1	0	1	10
社会的に廃止の方向感が出てくれば、おのずと移行	5	0	5	0	0	0	10

【その他の回答】でんさいの周知広報、取引先との話し合い、政府（所管省庁）からの働きかけ、他の安価な決済手段、金融界一丸となった取組み、等

Q. 土日・深夜に手形・小切手を振り出される、または受取られることはありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
利用あり (うち、1億円以上)	1(4%) (0)	20(10%) (1)	4(5%) (0)	25(8%) (1)
利用なし	23(96%)	168(86%)	70(85%)	261(86%)
未回答	0(0%)	8(4%)	8(10%)	16(5%)
合計	24(100%)	196(100%)	82(100%)	302(100%)

Q. 紙の手形・小切手なくなるとお困りになる点は何でしょうか(「やめたいと思う」企業/「やめたいと思わない」企業)

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特に困らない	16 / 1	60 / 32	11 / 14	87 / 47
PC・でんさい等の操作が不安	0	2 / 10	4 / 18	6 / 28
事務負担が増えそう、管理方法の変更が手間	0	3 / 8	4 / 6	7 / 14
導入時の負担(システム改修・事務手続、取引先との調整、等)	1 / 0	3 / 10	2 / 0	6 / 10
資金繰り	2 / 0	5 / 4	2 / 1	9 / 5
セキュリティ対策が不安	1 / 0	0 / 6	0 / 5	1 / 11

【その他の回答】 手数料負担が増加、これを機に契約条件の変更を迫られること、取引先との面談機会が減る、システムトラブル時の対応(BCP)、小切手なくなると現金を扱う必要がある、現物が無いと安心できない、等

Q. 電子化にあたって、期待されるサポートはありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
金融機関によるサポート	9	77	40	126
手数料の値下げ	7	40	10	57
利便性(IBなしでも利用可能など)・セキュリティの強化	4	24	8	36
導入に係る政府の助成	2	14	7	23

【その他の回答】 電子債権記録機関の統一、金融機関による資金繰り支援、取引先へのシフト交渉、国や業界による手形小切手の廃止の取り組み、等

Q. 手形・小切手をでんさい・振込にシフトすることを検討したことがありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
検討実績あり	19(79%)	75(38%)	15(18%)	109(36%)
検討実績なし	4(17%)	106(54%)	61(74%)	171(57%)
未回答	1(4%)	15(8%)	6(7%)	22(7%)
合計	24(100%)	196(100%)	82(100%)	302(100%)

Q. シフトできなかった理由は何ですか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
取引先(業界)のでんさいの導入率が低い	6	24	4	34
相手先の希望	6	12	2	20
会計システムの更改が必要なため	2	4	1	7
事務コスト削減効果が限定的だから	0	6	1	7
導入が手間だから	1	3	2	6

【その他の回答】 セキュリティに対する不安、IT利用環境がない(PC、専用線)、手数料が高いから、使い勝手が悪そうだから

【調査4】手形・小切手の社会的コストの実態調査

- 手形・小切手がすべて電子記録債権や振込といった電子的な手段に移行した場合の社会的コスト削減額を算出すること、およびアンケートやヒアリング等を通じ、企業や事業者の手形や小切手の利用意向について総括することを目的として、平成30年に全銀協において三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託し、調査を実施。

	Webアンケート調査	ヒアリング調査
調査目的	①手形・小切手機能の電子化による社会全体のコスト削減額を算出するための、試算条件データの獲得 ②手形・小切手の利用実態の把握 - 取引先との決済方法と、その中での手形・小切手の利用数量(件数、金額) - 手形・小切手に関する業務量(人数換算) - 手形・小切手の今後の利用継続意向割合(やめたい、やめたくない)と理由 ／等	①手形・小切手機能の電子化による社会全体のコスト削減額を算出するための、試算条件データの獲得 ②手形・小切手の利用実態の把握 - 手形・小切手に関する利用シーンと業務実態 - 現在の利用状況と、今後の電子化への意向 - 電子化へ移行する場合の影響(利点や弊害) - 電子化に移行するとした場合に、求められる支援施策への示唆 ／等
調査対象	Web調査会社が保有するアンケートモニターを利用 企業の経理・財務部門の責任者、或いはそれに準ずる方	企業の経理・財務部門の責任者、或いはそれに準ずる方
調査件数	回収サンプル数:1,542件	ヒアリング件数:23件
調査方法	Web調査会社に外部委託	訪問、電話 ※短期間で上記件数の実施を行うため、電話ヒアリング等の方法で効率的に実施
調査期間	2018年2月9日～13日	2018年2月7日～3月14日

- 上記調査に加え、IT化に必要なコスト、電子記録債権・EBへのスイッチングコストを事務局で調査した。調査結果は以下のとおり。

IT化	i .PC購入費用
計算式	根拠
中小企業・小規模事業者 4,116.2千社 ×手形・小切手利用67.6% ×財務・会計業務のIT化未済 割合18.2% ×PC価格120千円 = 608億円	・経済産業省「経済センサス(平成24年)」の企業等数4,128,215社に、中小企業庁の定めにもとづく規模分類(大企業、中小企業、小規模事業者)の構成比をあてはめて、規模別の企業数を算出(MURC調査においても本数字を採用)。 ・大企業12千社はPC導入済と見なし除外。 ・平成29年に全銀協が実施した、手形・小切手の利用実態調査に関する企業向けアンケート調査結果 ・中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、(株)帝国データバンク) ・政府統計「小売物価統計調査」より イニシャルコスト

新規購入の台数

手形・小切手利用社数

IT化	ii .PC利用に係る電気代
------------	-----------------------

計算式	根拠
新規購入PC台数506,424台	
×年間電気代15千円	・日経トレンディネット（ウェブサイト）より
=76億円/年	ランニングコスト

IT化	iii .PC用セキュリティソフト料金
------------	----------------------------

計算式	根拠
新規購入PC台数506,424台	
×セキュリティソフト料金 年間2,990円	・ノートンセキュリティスタンダード料金
=15億円/年	ランニングコスト

IT化	iv .インターネット等通信料金
------------	-------------------------

計算式	根拠
新規購入PC台数506,424台	
×通信料金年間33,600円	・フレッツ光ライトファミリータイプ（2,800円/月）を参考
=170億円/年	ランニングコスト

IT化	v .IT教育研修費
------------	-------------------

計算式	根拠
新規購入PC台数506,424台	
×IT教育研修費36,113円	・産労総合研究所「教育研修費用の実態調査」に、製造業の場合30千円前後、非製造業の場合37.5千円前後との記載 ・全業種における製造業の占める比率18.5%（経産省ウェブサイト）を用いて算出
=183億円	イニシャルコスト

電子記録債権 ・EBへの切替	vi .電子記録債権・EBの契約、セットアップ等
---------------------------	---------------------------------

計算式	根拠
手形・小切手利用社数 2,326.6千社	・手形・小切手利用社数2,782.6千社から、でんさい利用社数456千社を控除
×人件費2,229円	・財務省「法人企業統計年報平成28年度」より算出
×3時間	・電子記録債権・EBの契約、セットアップ等に係る時間 （基本操作習得に係る時間も含む。）
=156億円	イニシャルコスト

注）大企業など会計システムを自社で構築している一部の企業等においては、電子記録債権の発生記録・受取と会計システムを連動させるといったシステム改修が考えられるが、その費用は一概でなく、個別性が強いことから算入せず。

電子記録債権 ・EBへの切替	vii.取引先との調整・商取引契約更新のコスト
-------------------	-------------------------

計算式	根拠
手形・小切手振出社数 1,391.3千社	・手形・小切手利用社数2,782.6千社のうち、半数が手形・小切手の「振出サイド」とであると仮置き
×人件費2,229円	・財務省「法人企業統計年報平成28年度」より算出
×8時間	・取引先との調整、商取引契約の更新に係る時間
<u>=248億円</u>	<u>イニシャルコスト</u>

【調査5】白地手形および手形の個人利用の実態の調査

- 電子記録債権では直ちに代替できない「白地手形」と「手形の個人利用」についての実態の把握を目的として、平成30年に全銀協において、意見を募集。

調査実施概要

募集内容	<ul style="list-style-type: none"> ・白地手形の利用実態について ・個人による、あるいは（事業者による）個人との手形の利用実態について
募集期間	平成30年9月19日（水）～10月19日（金）
募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全銀協ウェブサイトでの募集 ・その他検討会メンバーによる展開

【調査6】EB・でんさいの利便性等に関するアンケート調査

- 各金融機関の法人EBサービスやでんさいサービスの商品所管部等に寄せられている利用者の声の集約および利便性向上や導入支援等の観点からの具体的取組みをとりまとめ、提言のかたちで還元することを目的として、平成30年に全銀協（当検討会事務局）において、金融機関向けアンケート調査を実施。

調査実施概要

調査期間	平成30年9月19日～10月19日
調査対象	都市銀行、地方銀行、第二地銀協加盟行、信託銀行、信用金庫、信用組合、系統金融機関等（労働金庫、農林中金、農協、商工中金）
回答金融機関	464金融機関

	都市銀行	地方銀行	第二地銀協加盟行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等
業態別 回答金融機関数	5	62	29	3	235	126	4

➤ 調査結果の概要は以下のとおり。

(1) 直近1年間にEBやでんさいサービスについて商品所管部署に寄せられた利用者の要望についてのアンケート調査結果

法人EB商品所管部に寄せられた利用者からの要望(業態ごとの要望の数の割合)								
	都市銀行	地方銀行	第二地銀協 加盟行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機 関等	全体
操作性、画面レイアウトに係る改善要望	58.8% (1660)	27.5% (1477)	19.7% (460)	14.3% (8)	82.8% (173)	11.3% (31)	47.9% (46)	34.6% (3855)
セットアップ(初期設定)の簡素化に係る改善要望	1.0% (29)	11.6% (622)	11.5% (268)	5.4% (3)	1.0% (2)	16.7% (46)	1.0% (1)	8.7% (971)
サポート体制(導入後)の充実化に係る改善要望	1.1% (32)	10.0% (538)	8.9% (208)	5.4% (3)	0.5% (1)	5.8% (16)	11.5% (11)	7.3% (809)
営業担当の知識レベル向上に係る改善要望	1.9% (55)	3.1% (167)	19.9% (465)	0.0% (0)	0.0% (0)	6.9% (19)	7.3% (7)	6.4% (713)
サポート体制(導入時)の充実化に係る改善要望	0.2% (6)	5.0% (267)	16.1% (375)	7.1% (4)	0.0% (0)	11.6% (32)	4.2% (4)	6.2% (688)
パスワード管理の負担軽減に係る改善要望	2.3% (65)	7.7% (415)	4.2% (97)	8.9% (5)	7.7% (16)	12.4% (34)	2.1% (2)	5.7% (634)
セキュリティに係る改善要望	4.3% (120)	7.6% (409)	2.0% (46)	7.1% (4)	3.8% (8)	5.5% (15)	6.3% (6)	5.4% (608)
操作可能な端末が限定されて不便	11.7% (330)	3.4% (182)	2.4% (56)	5.4% (3)	1.0% (2)	6.5% (18)	8.3% (8)	5.4% (599)
契約手続の簡素化に係る改善要望	0.9% (24)	6.8% (365)	5.1% (120)	3.6% (2)	1.4% (3)	6.9% (19)	0.0% (0)	4.8% (533)
モバイル端末でもEBサービスを提供してほしい	2.7% (75)	5.5% (296)	2.4% (57)	7.1% (4)	1.0% (2)	1.5% (4)	3.1% (3)	4.0% (441)
手数料に係る改善要望	1.7% (47)	4.5% (242)	2.7% (63)	28.6% (16)	1.0% (2)	0.7% (2)	0.0% (0)	3.3% (372)
でんさいで使われている用語の平易化に係る改善要望	7.8% (221)	0.7% (40)	0.9% (20)	1.8% (1)	0.0% (0)	4.4% (12)	2.1% (2)	2.7% (296)
EBで使われている用語の平易化に係る改善要望	0.1% (2)	1.5% (80)	2.0% (46)	0.0% (0)	0.0% (0)	1.8% (5)	0.0% (0)	1.2% (133)
でんさいをFAXでも受け付けてほしい	1.3% (37)	0.1% (6)	0.4% (10)	0.0% (0)	0.0% (0)	4.4% (12)	0.0% (0)	0.6% (65)
でんさいの操作画面を銀行間で統一してほしい	0.6% (18)	0.0% (2)	0.1% (2)	5.4% (3)	0.0% (0)	1.5% (4)	0.0% (0)	0.3% (29)
その他	3.6% (101)	4.8% (259)	1.7% (39)	0.0% (0)	0.0% (0)	2.2% (6)	6.3% (6)	3.7% (411)

※ 各項目のうち下の値(括弧書き)は、利用者から寄せられている要望の数を業態ごとに足し合わせた値。上の値(パーセント表示)は、業態に寄せられた要望の総数に占める当該項目の割合。なお、信用金庫は各金庫に寄せられている要望ではなく、多くの信用金庫のEB・でんさいシステムを共同で提供している、しんきん情報システムセンターのサービスデスクに登録されている要望を記載した。

(2) 利便性向上や導入支援等の観点から金融機関が行っている取組みについてのアンケート調査結果

利便性向上・導入支援等の観点から行っている取組みの有無 (業態ごとのEB・でんさい提供金融機関における取組の有無の比較)								
	都市銀行 (5)	地方銀行 (62)	第二地方銀行 (29)	信託銀行 (3)	信用金庫 (234)	信用組合 (83)	系統金融機関等 (4)	全体 (420)
金融機関内の営業職員向け研修	5	34	16	1	122	18	4	200
体験デモサービスの提供	5	53	20	2	201	6	2	289
導入支援要員派遣	5	53	19	0	144	22	2	245
モバイル版法人EBの提供	2	9	1	0	22	3	0	37
手数料優遇	5	40	20	1	175	40	4	285
取引先向け説明会の開催	3	21	5	1	18	6	1	55
利用企業規模等に応じたサービスラインナップの提供	3	37	3	0	29	3	0	75
その他	5	11	4	0	25	10	0	55

※ () の中の数はアンケートへの回答金融機関(団体)のうち、でんさいサービス・EBを提供している金融機関(団体)の数を示す。

4. 業界団体へのヒアリング

今回の検討にあたって、手形・小切手の利用が多いと思われる業種の業界団体（平成30年1～3月）および事業分野別経営力向上推進機関（同年8月～10月）を対象に、手形・小切手の利用実態についてのヒアリング調査を実施した。電子化が進んでいく流れについては否定的な意見が寄せられなかった一方で、コストやセキュリティを懸念する声や、中小企業等への丁寧な対応を求める声があった。

【業界団体へのヒアリング結果】

業界団体	主なコメント
港運業	中小企業が多いため、これまでの商慣習を電子化するには、丁寧な説明や十分な広報活動が必要ではないか
建設業 A	主な会員企業は中小企業であり、電子化については考えていない企業が多いと考えられる。電子化に当たっての経費がどの程度なのか留意している
建設業 B	主な会員企業は大手企業であり、既にでんさいを導入している企業も多く、電子化に当たってのハードルは無いように思う。今でも、半金半手の慣行は残っている
旅行業	電子化は世の中の流れであり、方向感の問題無い。IT化を進める際は、導入費用やランニングコストに見合うものかが重要。補助金等もポイント
運輸業	トラックの購入費用を手形で購入していると聞いている。会員企業の生産性向上の観点から、デジタル化の啓蒙等を行っているが、セキュリティ面がポイント
卸売業 A	電子化を進めるうえでは、中小企業に対する周知・広報活動が重要ではないか。過去にでんさいのPRをしたことがあるが、あまり導入は進んでいないと感じている
卸売業 B	会員企業は手形を利用していると思う。会員企業には、本検討会の内容について情報提供を行っていきたい
卸売業 C	企業にとって、手形の印紙代負担は大きい。電子化を進めるのであれば、一気に変えてしまった方が良い。ITリテラシーも銀行が丁寧に説明すれば対応可能
製造業 A	下請け法により支払い方法に関して変革の時期にあり、今後、手形・小切手利用が減少し、現金（振込）決済が増えていくのは間違いないのではないかと
製造業 B	電子化の効果はコスト削減以外にも考えられる。セキュリティ向上等、電子化によるメリットをもう少しアピールできると良い
宿泊業	手形・小切手機能の電子化は業務の効率化につながると思うが、小切手であれば月1回経営者と業者が対面で会うことができるというメリットもある
小売業・サービス業	電子化は全体的な流れであり、進めていかなければならないと思う。印紙代の負担も大きい
サービス業	会員の9割近くは中小零細企業であり、電子化の流れについていけないところも多いと思う。紙の手形とでんさいが並行的に利用されていると、対応負荷が大きい

5. 約束手形・為替手形の印紙税額一覧

記載金額が10万円以上の手形には収入印紙を張る必要がある。これは印紙税法によって定められた税金であり、その手形の作成者が負担することとなっている。

なお、小切手の場合は、記載金額によらず非課税であり、収入印紙を貼る必要はない。

記載された手形金額	印紙税額
10万円未満	非課税
100万円以下	200円
100万円超200万円以下	400円
200万円超300万円以下	600円
300万円超500万円以下	1,000円
500万円超1,000万円以下	2,000円
1,000万円超2,000万円以下	4,000円
2,000万円超3,000万円以下	6,000円
3,000万円超5,000万円以下	10,000円
5,000万円超1億円以下	20,000円
1億円超2億円以下	40,000円
2億円超3億円以下	60,000円
3億円超5億円以下	100,000円
5億円超10億円以下	150,000円
10億円を超えるもの	200,000円

6. 全国手形交換高の推移

過去20年の全国手形交換高（手形・小切手・その他証券類の合計）の推移は以下のとおり（全銀協「決済統計年表」から作成）。

表. 手形交換高の推移(過去20年)

年	交換所数	交 換 高		対前年(同月)		手形1枚 当り金額 千円
		枚 数 千枚	金 額 億円	枚 数 %	金 額 %	
平成 9	185	283,373	15,849,914	▲ 4.3	▲ 9.2	5,593
10	178	260,067	12,961,511	▲ 8.2	▲ 18.2	4,983
11	177	239,320	11,385,527	▲ 8.0	▲ 12.2	4,757
12	174	225,874	10,523,389	▲ 5.6	▲ 7.6	4,658
13	173	208,900	8,772,979	▲ 7.5	▲ 16.6	4,199
14	169	187,085	7,052,743	▲ 10.4	▲ 19.6	3,769
15	162	171,986	6,329,709	▲ 8.1	▲ 10.3	3,680
16	146	159,175	6,034,449	▲ 7.4	▲ 4.7	3,791
17	146	146,466	5,291,227	▲ 8.0	▲ 12.3	3,612
18	140	134,235	4,779,275	▲ 8.4	▲ 9.7	3,560
19	133	123,570	4,632,612	▲ 7.9	▲ 3.1	3,748
20	122	112,001	4,329,745	▲ 9.4	▲ 6.5	3,865
21	121	96,210	3,735,305	▲ 14.1	▲ 13.7	3,882
22	121	87,993	3,758,952	▲ 8.5	0.6	4,271
23	119	82,585	3,796,314	▲ 6.1	1.0	4,596
24	118	77,453	3,692,033	▲ 6.2	▲ 2.7	4,766
25	115	73,051	3,664,449	▲ 5.7	▲ 0.7	5,016
26	113	68,864	3,326,553	▲ 5.7	▲ 9.2	4,830
27	113	64,100	2,990,322	▲ 6.9	▲ 10.1	4,665
28	109	59,421	4,242,244	▲ 7.3	41.9	7,139
29	107	55,495	3,741,580	▲ 6.6	▲ 11.8	6,742

直近5年	1年あたり	▲ 6.5	▲ 0.3
	3年あたり	▲ 18.1	▲ 0.8
	5年あたり	▲ 28.4	▲ 1.3
直近10年	1年あたり	▲ 7.7	▲ 2.1
	3年あたり	▲ 21.3	▲ 6.2
	5年あたり	▲ 33.0	▲ 10.1
直近20年	1年あたり	▲ 7.8	▲ 7.0
	3年あたり	▲ 21.7	▲ 19.5
	5年あたり	▲ 33.5	▲ 30.3

以 上